

第2節 通商産業省担当部門

- I 作業体制及び担当部門
- II 石炭、石炭製品部門
- III 原油、天然ガス、石油製品部門
- IV 金属、非金属鉱物、非鉄金属・同製品部門
- V 繊維部門
- VI 履物、皮革・同製品部門
- VII 木製品、家具部門
- VIII 紙、パルプ部門
- IX 印刷、出版部門
- X ゴム製品部門
- XI 化学工業製品部門
- XII 窯業・土石製品部門
- XIII 鉄鋼部門
- XIV 金属製品部門
- XV 機械部門
- XVI その他の製造業部門
- XVII 電力、都市ガス、熱供給、工業用水、事務用品部門
- XVIII 商業部門

I 作業体制及び担当部門

1. 省内の作業体制

通産省では、産業連関表の作成作業を推進するために、調査統計部に「産業連関表作成委員会」が設置され、委員会の下部機構として表の作成作業を直接担当する幹事会が設けられている（昭和37年6月 産業連関表作成委員会規定を作成、昭和39年4月 規定の一部を改正）。

委員会は、部長を委員長とし、各課長、管理官11名で構成され、①産業連関表の作成に関する基本方針に関すること。②産業連関表作成作業の推進に関することをつかさどる。

幹事会は、調査統計部長の任命する幹事によって構成され、幹事は委員の指示をうけて担当部門の作業を行う。

委員会の庶務は、統計解析課が担当する。

なお、通産省担当部門のうち、電力、熱供給業及び都市ガス部門については資源エネルギー庁公益事業部の協力を得ている。

2. 担当部門

昭和50年産業連関表における通産省の担当部門数は、列部門407のうち218部門、行部門554のうち303部門である。担当した部門は下記のとおりである。

(1) 鉱業部門

(2) 製造業のうち、次の各部門を除く全部門

- ① 食料品部門
- ② 製糸（生糸）、わら加工品及びい製品部門
- ③ 衛生材料及び医薬品部門
- ④ 製材、合板及びチップ部門
- ⑤ 船舶及び鉄道車両部門

(3) 電力、都市ガス、熱供給、工業用水及び事務用品部門

(4) 商業部門

なお、表の作成に関連する電子計算機による製表及び分析計算は当省で担当した。

II 石炭、石炭製品部門

[石炭部門]

1. 概念・定義及び範囲

石炭鉱業は石炭と亜炭とからなっている。

石炭は炭質により原料炭（国産、輸入）、一般炭（国産、輸入）、無煙炭（国産、輸入）の各炭種に分類し、亜炭については、炭種区分はなく一本にまとめ、45年表で別部門とされていた前記亜炭を石炭鉱業の一部として石炭部門に統合したが、以上の炭種区分は、主として生産動態統計

調査の調査方法による分類である。なお、日本標準産業分類では中分類11「石炭・亜炭鉱業」の生産活動が当部門の範囲である。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	エネルギー統計年報	50年	通商産業省	生産額, 産出額
2	本邦鉱業のすう勢	"	"	生産額
3	工業統計表	"	"	生産額
4	鉱工業投入調査結果表	"	"	投入額, 産出額
5	輸出, 輸入及び関税統計	"	大蔵省	投入額
6	法人企業間接費調査	"	経済企画庁	投入額

3. 生産額推計

石炭鉱業の生産数量, 金額の推計に当たって基礎的資料としたのは, 生産動態統計調査(以下「生動」という。)と本邦鉱業のすう勢(以下「すう勢」という。)の二つである。

「生動」では石炭, 亜炭について生産事業所の全部を調査対象とし, その生産数量, 労務状況, 主要資材の投入状況並びに電力消費量等について毎月調査が行われており, この結果は「エネルギー統計月報」, 「同年報」として公表されている。

「すう勢」は年1回の調査(対象は「生動」と同じ)で生産数量, 原材料, 労務のほか, 企業体調査も加えて原価要素, 費用等の金額面からの調査が詳細に行われている。

生産額の推計に当たっては, 「エネルギー統計年報」に公表された50年の数量に, 「すう勢」の平均単価を各炭種ごとに乗じて算出した。

なお, 「生動」と「すう勢」の間では炭種区分, 定義等は統一されており問題はなく, また「すう勢」の価格は, 各事業所から炭種別に報告されたもので, 山元出荷価格としては, 最も精度の高いものと考えられる。

4. 投入額推計

石炭鉱業の投入は, 石炭を炭種別に分けることは不可能であり, また機械的に分けても全く意味がないので炭種による区分はせぜ一括して石炭とした。

推計方法としては, 物量の明確なものについては, 「生動」の数値を基本とし, それ以外のものは「すう勢」, 「工業統計表」並びに経済企画庁の「法人企業間接費調査」, その他の各資料によって推計を行ったが, これら諸資料から得られた品目の中には, 分類が大きく, また, 内容により産業連関表用分類にそのまま使えないものがあったので,

これらについては産出側と調整の上決定した。

また, 価格は生産額表の単価によることを原則とした。

間接費については, 主として経済企画庁の「法人企業間接費調査」により各部門に投入したが, 最終的には産出側と, 産出側数量をもとに協議して決定した。

勤労所得については, 「生動」で毎月詳細に調査が行われており, 事業所分については問題はなく退職金, 法定福利費, 本社間接費等は労働省と調整の上決定した。

営業余剰の推計は, 「すう勢」及び大手財務諸表のトン当たり営業損益を参考にし, 経済企画庁と協議の上決定している。

資本減耗引当は, 「すう勢」の減価償却額を経済企画庁の各部門別産出額と調整の上決定した。

5. 産出額推計

石炭需要部門の燃料並びに原料としての石炭消費量は, 「需給動態統計調査」(以下「需給統計」という。)により大枠については推計される。

推計資料としては, 「需給統計」にもとづいて毎月調査されている石炭及び亜炭の産業別荷渡実績があり, 一方, 石炭の主要消費先である鉄鋼, コークス, ガス, 電力など「生動」又は投入側の別途調査により原材料として石炭の投入量の比較的明確なものもあり, 主要業種については, これらの資料を比較検討の上, 最も精度の高いものを採用し, 前記主要業種以外の産業についても, 「需要統計」の炭種別, 産業別荷渡実績と投入側資料を勘案し, 全面的に産業連関表用分類に組替え細分して年間消費量を推計した。

〔石炭製品部門〕

1. 概念・定義及び範囲

石炭乾溜製品(3291-10)

日本標準産業分類の小分類273「コークス製造業」の活動とする。

煉炭・豆炭(3291-20)

日本標準産業分類の小分類274「煉炭・豆炭製造業」の活動とする。

「石炭乾溜製品」部門には, コークス, 石炭ガス及び石炭ガスを冷却する過程で得られるコールタール, 並びにコールタールと石炭ガスから直接抽出される粗ベンゾールが含まれ, 「コークス」部門と石炭ガス, コールタール, 粗ベンゾールを一括した「その他の石炭乾溜製品」部門の2行部門に分類した。

なお, コークスには石油コークス, ビッチコークスは含まれない。

また, 都市ガス工場における石炭乾溜の主目的は, 石炭

ガスを得ることであって、これから得られるコークスは、都市ガスからの副産物として扱った。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	エネルギー統計年報	50年	通商産業省	生産額, 産出額
2	工業統計表	"	"	生産額
3	ガス事業年報	"	"	生産額
4	鉱工業投入調査結果表	"	"	投入額, 産出額
5	輸出, 輸入及び関税統計	"	大蔵省	投入額
6	法人企業間接費調査	"	経済企画庁	投入額
7	特用林産物市況月報	"	農林省	生産額

3. 生産額推計

生産額の推計に当たっては、生産数量×全国平均単価を建前とした。

コークスについては、「生動」で生産数量を業態別に調査しており、価格は「日銀卸売物価」、「工業統計表」を一応の目安とし、業態別に業界の聞き取り調査を行い、各業態別の単価を算出して、このうち製鉄、専業の合計をコークスの生産額とし、都市ガスで生産されたコークスについては副産物として処理した。

石炭ガスについては、生産工場において熱源としてかなりの部分が自家消費されており、発生量、出荷価格など不明確な点が多いが、製鉄工場分については、「鉄鋼統計年報」に発生量が掲載され、それ以外の工場分も「生動」での投入炭量から推計し、価格については、業界資料その他を参考にして推計、算出した。

コールタル、粗ベンゾールの生産数量は、いずれも「化学統計年報」によって得られ、価格についても同年度の製品出荷金額から推計した。

煉炭・豆炭の生産数量は林野庁調査による生産数量を用い、価格については、日本煉炭工業会など業界資料によりトン当たり推定単価を算定した。

4. 投入額推計

石炭乾溜製品のうち大半を占めるものは、コークス生産部門であり、この部門での主な投入原料である原料炭、無煙炭、一般炭など石炭関係及び石油コークス、ピッチコークスなどは「生動（エネルギー統計）」で各業態別に把握しており、「需給統計」での業種別石炭販売実績とも比較検討の上決定した。

価格（単価）は国内炭にあつては「すう勢」、輸入炭は「通関統計」より算出し、ピッチコークスは「工業統計表」及び産出側の資料を参考にした。

間接費については、主として経済企画庁から石炭製品として配分されたものを乾溜製品と煉炭・豆炭のコントロール・トータル（C・T）を参考にそれぞれ配分し、更に細部について産出側担当者と検討、調整した。

勤労所得については、「生動」で大部分の調査が行われており、事業所分については問題がなかったが、本社関係についてのみ労働者側と調整の上決定したが、その他不確定部分については、産出側の配分を基礎に充足した。

一方、煉炭・豆炭の投入推計は、業界団体からの聞き取り調査による原価計算等を産出側とも検討の上決定した。

5. 産出額推計

(1) 石炭乾溜製品の産出推計は「コークス」とそれ以外の石炭ガス、コールタル、粗ベンゾールなどの「その他の石炭乾溜製品」の2部門に分けて行った。

① コークスの産出推計資料としては、「石炭等需給動態統計調査」に基づき毎月調査されているコークス産業別消費者向販売量を主体に、このほか原材料としてコークス消費量を調査している鉄鋼並びに一部化学工業のコークス消費量とも比較検討の上、これらの資料から算出した数量を産業連関表用分類に細分するため、調整作業の席上各担当者と協議の上、個々の業種の内容に従って産業連関表の各セクターに分割、組替えを行った。

また、「都市ガス」部門で副産物として産出、又は同部門で自家消費したものの数量、金額は「生動」及び「都市ガス」部門の担当側による「ガス事業統計年報」によって算出し、そのまま、マイナス投入分として計上した。

② その他の石炭乾溜製品の産出資料としては、「生動」の「化学工業統計調査」、「鉄鋼統計調査」並びに資源エネルギー庁・公益事業部の「ガス事業統計年報」を参考にした。

その他の石炭乾溜製品には、石炭ガス、コールタル、粗ベンゾールが含まれるが、これら製品の大部分は、自工場並びに同一企業その他工場で消費され、産出先は、ほぼ限定されている。

したがって石炭ガスは、「生動」の「鉄鋼統計調査」によるコークス炉ガスの鉄鋼部門の消費量を鉄鋼部門への産出とし、コークス製造用に消費したものは、石炭乾溜製品部門への産出とした。

また、その他の乾溜部門から、一部都市ガスへ石炭ガスを供給しているものは、公益事業部の「ガス事業統計月報」による石炭ガス購入量により産出し、その他のものは自家消費と見なし、石炭乾溜製品部門への産出量とした。

(2) 煉炭・豆炭は、日本煉炭工業会並びに一部業界の聞き取り調査等により、その生産量の約75%が家庭用に費やされるものと思われ、残りの25%をその他の各セクターの投入側と協議の上配分した。

Ⅲ 原油、天然ガス、石油製品部門(含舗装材料)

1. 概念・定義及び範囲

原油(1301-00)

日本標準産業分類の小分類121「原油鉱業」及び129「その他の原油・天然ガス鉱業」のうち、天然揮発油鉱業の活動とする。

天然ガス(1302-00)

日本標準産業分類の小分類122「天然ガス(天然ガス、炭酸ガス、ガス採取、天然ガソリン生産)鉱業」、129「その他の原油・天然ガス鉱業」のうち天然アスファルト、土れき青鉱業の掘採活動とする。

石油製品(3210-00)

日本標準産業分類の小分類271「石油精製業」、272「潤滑油・グリース製造業(石油精製業によらないもの)」の生産活動とする。なお、50年表より行部門として「液化石油ガス」部門を独立させた。

生産工程中に発生する硫黄は、副産物扱いとする。また、石油化学部門で副産物として発生した液化石油ガスを競合副産物として扱う。

舗装材料・薬品処理木材(3291-30)

日本標準産業分類の小分類275「舗装材料製造業」及び細分類2291「木材薬品処理業」の生産活動を範囲とする。なお、当部門は、従来の「舗装材料」部門と「防腐加工品」部門のうち、素材防腐加工品(電柱)と「製材防腐加工品」(枕木)のいわゆる薬品処理木材を統合した部門である。また、アスファルト塗工紙及び従来の「防腐加工品」部門の扱いについては、2720-10「加工紙」の項を参照されたい。

2. 推計資料

共通資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	エネルギー統計年報	50年	通商産業省	生産額、投入額、産出額
2	本邦鉱業のすう勢	"	"	生産額、投入額
3	鉱工業投入調査結果表	"	"	投入額
4	輸出、輸入及び関税統計	"	大蔵省	投入額、産出額
5	法人企業間接費調査結果表	"	経済企画庁	投入額
6	工業統計表	"	通商産業省	生産額

3. 生産額推計

(1) 推計資料

各部門別の生産額推計に当たっては、主として「生動」、「すう勢」及び「工業統計調査(以下「センサス」という。)の調査結果を用いた。

(2) 推計方法

① 原油

原油の生産量には、天然揮発油が含まれているため、この両者を分け、原油については、「生動」の調査結果を用い、天然揮発油については「すう勢」を用いた。また、単価は両者とも「すう勢」によった。

② 天然ガス

生産量は「生動」の調査結果を用い、単価は「すう勢」によった。

③ 石油製品

生産量は、「生動」の油種別生産量を採用したが、油種別の単価は「センサス」の調査結果を用いた。ただし、揮発油税、軽油引取税を揮発油、軽油の生産単価に加えるため業界資料を参考とした。

④ 舗装材料

生産額の推計は「センサス」の調査結果を用いた。(昭和50年出荷額+製品在庫純増+半製品・仕掛品在庫純増)

4. 投入額推計

部門別の投入額推計に当たっては、「すう勢」及び「生動」の調査結果を用い、主要原材料使用額、購入電力使用額、付加価値額、現金給与額、減価償却額、内国消費税などそれぞれの大枠について把握した後、別途産業連関表作成のための「鉱工業投入調査」(石油製品)によって得られた投入内訳比率を使用し、各部門別に細分した推計を行

い、最終段階で産出側と調整の上決定した。

なお、各投入部門別の細分推計の方法は原則として次のとおりである。

(1) 原材料

主要原材料については、「生動」で調査している品目別原材料消費量を基礎とし、産出側と調整の上推計した。

(2) 電力（事業用、自家発）

① 事業用電力については、主として「生動」で調査している電力の使用量を基礎とし、資源エネルギー庁と調整の上決定した。

② 自家発電については、資源エネルギー庁より配分された産業別使用電力量（自家発自家消費）により投入した。

(3) 間接費

主として、「法人企業間接費調査集計結果報告」、「鉱工業投入調査」により各部門に投入したが、最終的には産出側（大蔵省、文部省、経済企画庁、郵政省、厚生省、運輸省）の総額を各部門別に配分した。

① 下水道

経済企画庁から各部門別に産出された数値をそのまま採用した。

② 公的金融、民間金融（帰属利子、手数料）

大蔵省から産出のあった総額を、生産額比率により各部門に配分投入した。

③ 自家研究、他の教育機関（産業）自家教育

文部省から産出のあった総額を、下記により配分した。

(i) 自家研究

法人企業間接費調査結果比率により部門別に投入したが、その後、産出側からの総額を部門別に再配分投入した。

(ii) 自家研究以外については、産出側からの総額を生産比率により各部門に配分投入した。

④ 郵便、電信電話（国内、国際）

法人企業間接費調査集計結果比率により各部門別に投入し、産出側（郵政省）と調整の上決定した。

⑤ 廃棄物処理（公営、産業）

厚生省から各部門別に産出された数値をそのまま採用した。

⑥ 自家用自動車輸送（旅客、貨物）国内航空旅客

運輸省から産出のあった総額を生産額比率によって、各部門に配分投入した。

(4) 粗付加価値

① 旅費、交際費、福利厚生費

法人企業間接費調査集計結果比率により部門別に投入し、経済企画庁と調整の上決定した。

② 雇用者所得

主として「すり勢」（原油、天然ガス）及び「センサス」（石油製品）の現金給与総額を基礎に各部門に投入し、労働省から提示の「部門別雇用者数及び現金給与総額」とを勘案して調整の上決定した。

③ 資本減耗引当金

センサスの減価償却額によって各部門別に投入し、経済企画庁の各部門別産出額と調整の上決定した。

④ 間接税

センサスの内国消費税額を基礎として各部門に投入し、経済企画庁と調整の上決定した。

⑤ 営業余剰

主として「鉱工業投入調査」を基礎とし、経済企画庁と調整の上決定した。

5. 産出額推計

(1) 原油

原油の産出は、主として石油製品向けであるが、そのほか電力、都市ガス向けなどがある。産出に際しては、非精製用原油を資源エネルギー庁と調整の上、電力、都市ガスに配分した。

(2) 天然ガス

天然ガスの産出は、「生動」の用途別出荷構成比率を基礎とし、投入側と調整の上配分した。

(3) 石油製品

石油製品の産出は、「石油製品需給動態統計規則」に基づく各製造業者、輸入業者、販売業者による、産業別販売実績の構成比率を基礎とし、投入側と調整の上配分した。

ただし、揮発油及び軽油については、昭和50年産業連関表の仮設部門として自家用自動車及び自家用貨物自動車部門が新設されたので、自家用の自動車用揮発油、自動車用軽油はここに一括計上することになった。

(4) 舗装材料

この部門はその特性から、大部分が建設部門で需要されるので、輸出、在庫の数値を差し引いた額を建設部門に計上した。なお、建設部門内の配分については建設省で行った。

IV 金属,非金属鉱物,非鉄金属,同製品部門

1. 概念・定義及び範囲

昭和50年における金属・非金属鉱物・非鉄金属・同製品部門の概念,定義範囲は次のとおりである。

(1) 金属及び非金属鉱物部門

鉄鉱石(1210-00)

日本標準産業分類の細分類1031「鉄鉱業」及び1032「砂鉄鉱業」の生産活動を範囲とし,硫酸部門の副産物である硫酸鉄は鉄鉱石(国産)に競合させる。なお,雑用鉄は1220-90「その他の非鉄金属鉱物」に格付される。

銅 鉱(1220-10)

日本標準産業分類の細分類1021「銅鉱業」の掘採活動を範囲とする。

鉛 鉱(1220-20)

日本標準産業分類の細分類1022「鉛・亜鉛鉱業」の掘採活動のうち鉛鉱業の活動とする。

亜鉛鉱(1220-30)

日本標準産業分類の細分類1022「鉛・亜鉛鉱業」の掘採活動のうち亜鉛鉱業の活動とする。

その他の非鉄金属鉱物(1220-90)

日本標準産業分類の細分類101「貴金属鉱業」,104「軽金属鉱業」,105「希有金属」,109「その他の金属鉱業」及び細分類1024「すず鉱業」,1025「アンチモン鉱業」,1026「水銀鉱業」,1029「その他の非鉄金属鉱業」,1033「マンガン鉱業」,1034「クロム鉱業」,1035「タングステン鉱業」,1036「モリブデン鉱業」,1039「その他の金属鉱業」の活動を範囲とする。

石灰石(1410-10)

日本標準産業分類の細分類1332「石灰石鉱業」の掘採活動とする。

窯業原料鉱物(1410-20)

日本標準産業分類の細分類1321「耐火粘土鉱業」,1322「ろう石鉱業」,1323「ドロマイト鉱業」,1324「長石鉱業」,1325「陶石鉱業」,1326「カオリン鉱業」,1327「がいろ目粘土鉱業」,1328「けい石鉱業」,1329「天然けい砂鉱業」,1331「石こう鉱業」,1339「その他の窯業原料用鉱物鉱業」及び1351「普通粘土鉱業」の活動とする。他部門で発生した副産物・屑(石こう,化学石こう,高炉ガス灰,水滓,フライア

ッシュ,ガラスくず)は本部門を競合部門とする。

砂利石材(1420-00)

日本標準産業分類の細分類131「採石及び砂,砂利,玉石採取業」及び細分類3081「砕石製造業」の活動とする。

硫化鉄(1990-10)

日本標準産業分類の細分類1023「硫化鉄鉱業」及び1341「いおう鉱業」の生産活動を範囲とする。

原 塩(1990-30)

本部門は輸入原塩のみとする。したがって生産額は0であり,列部門の投入もない。なお,国内の製塩業者の生産する塩は本部門に含めず,2091-60「食用塩」の範囲とする。

その他の非金属鉱物(1990-90)

日本標準産業分類の細分類1342「ほたる石鉱業」,1343「重晶石鉱業」,1349「その他の化学・肥料原料用鉱物鉱業」,1352「酸性白土鉱業」,1353「ベントナイト鉱業」,1354「けいそう土鉱業」,1359「その他の粘土鉱業」及び細分類139「その他の非金属鉱業」の活動とする。

(2) 非鉄金属,同製品部門

銅(3421-10)

日本標準産業分類の細分類3211「銅第1次製錬・精製業」の生産活動とする。

鉛(3421-20)

日本標準産業分類の細分類3212「鉛第1次製錬・精製業」及び3221「鉛第2次製錬・精製業」のうち「亜鉛再生業」の生産活動とする。

亜鉛(3421-30)

日本標準産業分類の細分類3213「亜鉛第1次製錬・精製業」及び3222「亜鉛第2次製錬・精製業」のうち「亜鉛再生業」の生産活動とする。

アルミニウム(3421-40)

日本標準産業分類の細分類3216「アルミニウム第1次製錬・精製業」及び3223「アルミニウム第2次精錬・精製業」のうち「アルミニウム再生業」の生産活動を範囲とする。

非鉄金属屑(3421-50)

製造業の生産活動及び最終需要(輸入を含む)で発生した非鉄金属屑とする。

その他の非鉄金属地金(3421-90)

日本標準産業分類の細分類3214「貴金属第1次製錬・精製業」,3215「ニッケル第1次製錬・精

製業」, 3217「チタン第1次製錬・精製業」,
3218「ウラン・トリウム第1次製錬・精製業」,
3219「その他の非鉄金属第1次製錬・精製業」,
3223「アルミニウム第2次製錬・精製業」のうち
「アルミニウム合金製造業」及び3229「その他の
非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を
含む）」の生産活動とする。

伸銅品（3422-00）

日本標準産業分類の細分類3231「伸銅品製造業」
の生産活動とする。

アルミ圧延（3423-00）

日本標準産業分類の細分類3233「アルミニウム
同合金圧延業（抽伸、押し出しを含む）」の生産活動とす
る。

その他の非鉄金属一次製品（3429-90）

日本標準産業分類の細分類3221「鉛第2次製錬・
精製業（再生鉛を除く）」, 3232「鉛・同合金圧延
業（押し出しを含む）」, 3239「その他の非鉄金属,
同合金圧延業（抽伸、押し出しを含む）」, 3299「他
に分類されない非鉄金属製造業（機械用鍛造品を除く）」,
3291「核燃料製造業」の活動とする。

電線・ケーブル（3705-00）

日本標準産業分類の細分類325「電線・ケーブル
製造業」の生産活動とする。

2. 推計資料

共通資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	資源統計年報	50年	通商産業省	生産額, 産出額
2	本邦鉱業の すう勢	"	"	"
3	工業統計表	"	"	"
4	砂利採取業務 状況報告書集 計表	"	"	"
5	採石法施行規 則による報告 書の集計表	"	建設省	"
6	鉱工業投入調 査結果表	"	"	投入額
7	輸出, 輸入及 び関税統計	"	大蔵省	投入額, 産出額
8	法人企業間接 費調査結果表	"	経済企画庁	投入額
9	日銀卸売物価 指数年報	"	日本銀行	生産額
10	砂利時報	"	日本砂利協会	生産額, 産出額

3. 生産額推計

(1) 推計資料

各部門別の生産額推計に当たっては, 主として「生動」
「すう勢」及び「センサス」の調査結果を用いた。

なお, これらの調査結果で資料の得られない品目につ
いては, 業界資料, その他の方法をとった。

(2) 推計方法

生産額の推計に当たっては, 生産数量に生産者単価を
乗じ品目別生産額を算出し, 当該部門ごとに積上げ部門
別生産額を推計した。

(3) 部門別生産額推計

① 金属鉱物

生産数量は「生動」の調査結果を用い, 精鉱中含有
量で表わした品目は, 銅鉱, 亜鉛鉱, 金鉱, 銀鉱, す
ず鉱, アンチモン鉱, 水銀鉱で, その他の鉱物は精鉱
量で表わした。また, 生産者単価は, 「すう勢」結果
を用いた。

② 非金属鉱物

非金属鉱物についても, 生産数量は, 原則として
「生動」の調査結果を用い, 生産者単価は「すう勢」
によった。

なお, 「生動」及び「すう勢」で調査していない砂
利, 石材及び他に分類されない非金属鉱物は別途推計
した。

(i) 砂利, 石材

この部門は, 通産省生活産業局及び建設省河川局
において調査した「昭和50年度砂利採取業務状況
報告書」, 資源エネルギー庁において「採石法施行
規則」により調査した「昭和50年度報告書の集計
結果表」を併用のうえ推計した。

碎石及び石材の生産量については, 同報告書と
「生動」の調査結果が一部重複するので調整の上推
計した。

砂利の生産量については, 上記報告書のカバレッ
ジ及び昭和50年の伸び率等の問題もあり, 日本砂
利協会調査の「昭和50年度砂利類使用量推計結果」
を採用した。単価については「業界資料」及び「日
銀卸売物価指数年報」を用いた。

(ii) 他に分類されない非金属鉱物

生産量は「採石法施行規則」による報告書の岩石
別生産数量のうち該当品目を抽出した。

③ 非鉄金属地金

生産数量は「生動」の調査結果を用い, 単価は「す

り勢」によった。

④ 非鉄金属製品

「生動」の調査結果を用いて推計した。

4. 投入額推計

部門別の投入額推計に当たって、金属、非金属鉱物部門については、主として「すう勢」を用い、非鉄金属、同製品については、主として「センサス」の調査結果を用いて、原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、付加価値額、現金給与額、減価償却額、内国消費税等の大枠について把握し、「鉱工業投入調査」によって得られた投入内訳比率によって各部門別に細分した推計を行い産出側と調整の上決定した。

なお投入部門別の推計方法は、原則として次のとおりである。

(1) 主要原材料、燃料、電力使用額

主要原材料について、金属、非金属鉱物部門は、「すう勢」の業種別資材使用額内訳及び燃料電力使用額（いずれも数量、金額表示）を品目別の資材費計の比率により分割し産業連関表の部門に対応させ、原則として商業マージン及び運賃を控除、生産者価格に評価替えを行い投入した。

非鉄金属、同製品は、「生動」で品目別主要原材料の消費量を調査しているため、それぞれの生産者価格によって投入額の推計を行い、ほぼそのまま決定した。電力についても、主として「生動」で調査している電力使用量を基礎として、資源エネルギー庁と調整の上投入した。

なお、自家発電については、金属、非金属鉱物部門、非鉄金属、同製品部門とも資源エネルギー庁より配分された産業別使用電力量（自家発自家消費）により投入した。

(2) 間 接 費

この部門は、主として、「法人企業間接費調査集計結果報告」、「鉱工業投入調査」により各部門に投入したが、最終的には産出側（大蔵省、文部省、経済企画庁、運輸省、郵政省、厚生省）の総額を各部門別に配分した。

① 下 水 道

経済企画庁から各部門別に産出のあった数値をそのまま採用した。

② 公的金融、民間金融（帰属利子、手数料）

大蔵省から産出のあった総額を生産額比率により各部門に配分投入した。

③ 自家研究、他の教育機関（産業）、自家教育

「法人企業間接費調査」の集計結果比率により部門

別に投入したが、その後産出側からの総額を部門別に再配分した。

④ 郵便、電信電話（国内、国際）

「法人企業間接費調査」の集計結果比率により部門別に投入し、産出側（郵政省）と調整の上決定した。

⑤ 廃棄物処理（公営、産業）

厚生省から各部門別に産出された数値をそのまま採用した。

⑥ 自家用自動車輸送（旅客、貨物）、国内航空旅客

運輸省で把握された総額を、生産額比率によって各部門に配分投入した。

(3) 粗付加価値

① 旅費、交際費、福利厚生費

「法人企業間接費調査」集計結果比率により各部門別に投入し、経済企画庁と調整の上決定した。

② 雇用者所得

主として、鉱物部門「すう勢」の現金給与総額、非鉄金属、同製品部門は「センサス」の現金給与総額を基礎に労働省から提示の「部門別雇用者数及び現金給与総額」とを勘案し調整の上投入した。

③ 資本減耗引当金

「センサス」及び「すう勢」の減価償却額によって各部門別に投入し、経済企画庁の各部門別産出額と調整の上投入した。

④ 間 接 税

経済企画庁の各部門別産出額をそのまま投入した。

⑤ 営業余利

主として「鉱工業投入調査」を基礎資料として投入し、経済企画庁と調整した。

5. 産出額推計

(1) 金属及び非金属鉱物

① 金属鉱物

主要鉱物は、「すう勢」及び「生動」の原材料受払等資料が完備しており、問題はなかったが、その他の非鉄金属鉱物は各種の品目が多く含まれていることから、投入側の資料を優先、検討の上計上した。

② 非金属鉱物

主要鉱物は、「生動」の用途別出荷の構成比率によって各産業に配分したが、窯業用鉱物（1410-20）とその他の非金属鉱物（1990-90）については、一部「生動」で調査していない品目が含まれているため、「生動」の調査結果と投入側の資料とを勘案し、調整の上計上した。

③ 砂利石材

砂利、石材は、明確な資料がなく「砂利採取業務状況報告書集計書」及び日本砂利協会の「需要部門別砂利類使用量推計」を基礎とし、投入側と調整の上計上した。

(2) 非鉄金属、同製品

① 非鉄金属地金

「非鉄金属等需給動態統計調査」による産業別消費実績及び用途別消費実績を基礎として計上した。

② 非鉄金属製品

伸銅品及びアルミニウム圧延製品は、主として「生動」の調査結果である形状別産業別出荷内訳比率で各産業に配分した。電線、ケーブルについても「生動」の調査結果を用いたが、電線の一部を機械部門へ産出した以外は電線、ケーブルとも産業関連表の定義上から建設部門を迂回して資本形成となることから投入側と調整の上、建設担当部門の各セクターへ配分した。

③ その他の非鉄金属一次製品

その他の非鉄金属一次製品は、産出するための資料が乏しく、主として投入側の数字に頼らざるを得なかった。

④ 非鉄金属屑

非鉄金属屑は、各部門の屑の発生額を行部門（非鉄金属屑 342150）との交点にマイナス計上するいわゆるストーン方式をとったが各部門の発生屑のチェックは「非鉄金属等需給統計調査」の発生量－消費量－発生屑をもって産業関連表の部門に対応させて行った。

50年表では便宜上絹紡部門に含めることとした。「絹縫糸」は産業分類では「ねん糸製造業」に含まれているが、産業関連表では縫糸以外のねん糸は織物の生産活動の一部と見なされ独立した部門を設定していない。したがって縫糸のみを取り出して生産額を計上する必要があった。

綿 紡 (2302-00)

日本標準産業分類の細分類2021「綿紡績業」、2029「その他の紡績業」のうち和紡績業、2031「ねん糸製造業」のうち綿ねん糸（縫糸）及び2091「整毛業」のうち綿の紡織くずの反毛を行う活動をいう。紡績工程から出る落綿は発生屑扱いとし、織物原料作物を競合部門とする。

毛 紡 (2303-00)

日本標準産業分類の細分類2023「毛紡績業」、2091「整毛業」のうち洗上羊毛、トップ及び毛の紡織くずの反毛の活動をいう。紡績工程から出て来る毛屑は屑扱いとする。

麻 紡 (2304-00)

日本標準産業分類の細分類2025「麻紡績業」及び2029「麻製織業」の活動とする。

スフ 紡 (2305-00)

日本標準産業分類の細分類2022「化学繊維紡績業」のうち、スフ糸（ビスコース、キュブラ）及びアセテート紡績糸を生産する活動及び2091「整毛業」のうち、スフの紡織くずの反毛を行う活動とする。

製造工程中に発生する落綿、スフ屑は発生屑扱いとし、落綿は織物原料作物に競合し、スフ屑はスフ部門に競合させる。

合成繊維紡 (2306-00)

日本標準産業分類の細分類2022「化学繊維紡績業」のうち、合成繊維紡績糸を生産する活動及び2091「整毛業」のうち反毛（合成繊維）の活動とする。

製造工程中に発生する落綿、合成繊維屑は発生屑扱いとし、落綿は織物原料作物に競合し、合成繊維屑はその他の合成繊維部門に競合させる。

V 繊維部門（化学繊維、合成繊維部門を含む）

〔紡 績〕

1. 概念・定義及び範囲

絹紡（絹縫糸を含む）（2301-20）

日本標準産業分類の細分類2024「絹紡績業」、2031「ねん糸製造業」のうち絹ねん糸（縫糸）及び2099「他に分類されない繊維工業」のうちベニー製造業の活動とする。

注 意 点

従来、当部門は生糸と共に「製糸」部門の行を構成していたが、昭和50年表より生糸を列部門（部門名「製糸」）としたのに伴い本部門も列部門とする。

「絹縫糸」は45年表では生糸部門に含まれていたが、

2. 推計資料（共通資料）

番号	資料名	年次	出所	備考
1	繊維統計年報	50年	通商産業省	生産額，投入額，産出額
2	工業統計表	〃	〃	生産額，投入額
3	商業統計表	〃	〃	
4	鉱工業投入調査結果表	〃	〃	投入額
5	産業連関表	45年	行政管理庁	参考
6	輸出・輸入及び関税統計	50年	大蔵省	産出額
7	日本貿易月表	〃	〃	〃
8	運賃商業マージン率表	〃	行政管理庁	投入額
9	法人企業間接費調査結果報告	〃	経済企画庁	〃
10	物価指数年報	〃	日本銀行	生産額

3. 生産額推計

- (1) 生産数量，単価は全面的に「センサス」を採用した。
- (2) 綿紡部門で発生した落綿，毛紡部門で発生した毛屑，スフ紡で発生した落綿，スフ屑，合成繊維屑については，それぞれ「センサス」の出荷額を採用した。ただし，屑はマイナス投入方法を採用しているので生産額には含まれない。

4. 投入額推計

(1) 主原材料

「紡績糸月報」では業種別に見合う投入高は不明であるが，混紡糸は「混紡率別調査」により歩留り計算を行い，投入高を計算した。また単価は，輸入原料分は輸入単価を，国産原料分は部門品目別生産額の単価を乗じて推計した。

(2) 石油製品

「生動」で消費量が調査されている部門では，その資料をもとに投入額を推計したが，他の部門は産出側と調整し決定した。

(3) 電力

- ① 事業用電力は，「センサス」の購入電力使用額を採用し，産出側と調整し決定した。
- ② 自家発電は，資源エネルギー庁より配分された産業別使用電力量（自家発自家消費）により投入した。

(4) 間接費

各産出側（大蔵省，文部省，郵政省，厚生省，経済企画庁）からの配分額を調整した。

① 下水

産出側（経済企画庁）から産出された，投入額を採用した。

② 金融（公的，民間，各帰属利子，手数料）

今回公金と民金に分かれたので，産出側からの総額を，公金1に対し民金7の比率で分割し，各生産額比率で配分し調整した。

③ 自家研究，自家教育

産出側（文部省）からの総額を生産額比率によって配分し投入した。

④ 郵便，電信，電話（国内，国際）

産出側（郵政省）と調整の上決定した。

⑤ 廃棄物処理

厚生省より産出された数値を採用した。

⑥ 自家用自動車輸送（旅客，貨物），国内航空旅客運輸省より産出された数値を採用した。

(5) 粗付加価値部門

① 雇用者所得

主として「センサス」の現金給与総額を投入したが，労働省の推計額との差が大きく調整を繰り返した。しかし，最終的には労働省の推計額とした。

② 資本減耗引当

経済企画庁の産出額と調整の上決定した。

5. 産出額推計

紡績糸は，大部分繊維部門内部で消費されるので，「センサス」組替リストを基礎資料とした投入金額をそのまま使用し，その後で調整した。その他生産資材用も投入側の金額をそのまま使用した。輸入分は「関税統計」を使用した。

〔織物（染色部門を含む）〕

1. 概念・定義及び範囲

絹織物（2311-00）

日本標準産業分類の細分類2042「絹・人絹織物業」のうち絹織物，絹紡織物を生産する活動をいう。

注意点

ゴム糸入織物の活動は2312-20「細幅織物」部門に含まれる。

人絹織物（2311-20）

日本標準産業分類の細分類2042「絹・人絹織物業」のうち，人絹織物を生産する活動をいう。

注意点

ゴム糸入織物の活動は「細幅織物」部門に含まれる。

綿織物（2312-10）

日本標準産業分類の細分類2041「綿・スフ織物業」のうち、綿織物、和紡織物、タオルを生産する活動及び2093「せん毛業（別珍，コールテン）」の活動とする。

注意点

ゴム糸入織物の活動は2312-20「細幅織物」部門に含まれる。

細幅織物（2312-20）

日本標準産業分類の細分類2085「細幅織物業」の活動とする。

スフ織物（2312-30）

日本標準産業分類の細分類2041「綿・スフ織物業」のうち、スフ織物を生産する活動とする。

注意点

ゴム糸入織物の活動は2312-20「細幅織物」部門に含まれる。

合成繊維織物（2313-00）

日本標準産業分類の小分類204「織物業」のうち、合成繊維織物を生産する活動をいう。

注意点

ゴム糸入織物の活動は2312-20「細幅織物」部門に含まれる。

毛織物（2314-00）

日本標準産業分類の細分類2043「毛織物業」及び2049「その他の織物業（モケット）」の活動とする。

注意点

ゴム糸入織物の活動は2312-20「細幅織物」部門に含まれる。

麻織物（2315-00）

日本標準産業分類の細分類2044「麻織物業」の活動とする。

注意点

ゴム糸入織物の活動は2312-20「細幅織物」部門に含まれる。

染色整理（2316-00）

日本標準産業分類の小分類206「染色整理業」の活動とする。

2. 推計資料

（V 繊維部門の〔紡績〕の資料と同じ。）

3. 生産額推計

織物は、「繊維統計年報」より生産数量を、「センサス」より単価を採用した。ただし、綿織物は「センサス」の生産額を採った。

細幅織物は、「生動」のカバレッジに問題があるので「センサス」を採用し、「センサス」の生産額+（委託加工賃×5）+半製品仕掛品在庫純増を総生産額とした。

染色整理は、一部には原反を購入する業者もあるが、大部分が賃加工業者なので、機械染色整理、糸染及び手加工染色整理業者の加工賃については、「センサス」の加工賃収入額を採用し生産額とした。

4. 投入額推計

(1) 主原材料

織物の主原料である原糸等は、「繊維統計年報」を参考として各部門別に推計した。

細幅織物は、「生動」の原糸投入量に部門別、品目別生産額単価を乗じて、品種別に投入額を算出した。

薬品整理は、「生動」で染料と顔料の消費量を調査しているが、代表的な品目のみを調査しているため、対象外の品目が相当数あり、また糸染、手捺染等の消費量の資料がないため、一応化学部門から産出された染料及び薬品等の金額を採用し、その後で調整した。

(2) 以上のほか間接費、付加価値関係は、V 繊維部門の〔紡績〕の場合と同様である。

5. 産出額推計

(1) 織物は、「繊維統計年報」の原材料統計を基にして、主な織物投入部門に対する産出額を推計した。

なお、輸出入統計及び関税は「貿易月表」（大蔵省）による。

(2) 染色整理は、大部分が繊維部門に産出され、整理品種名により、それぞれ紡績、織物、二次製品部門に産出し、その後調整した。

〔メリヤス製品〕

1. 概念・定義及び範囲

メリヤス製品（2320-00）

日本標準産業分類の小分類205「メリヤス製造業」の活動とする。

注意点

メリヤス生地は中間製品として扱っているので、輸出用及び工業用メリヤス生地以外の生産額は把握していない。

2. 推計資料

（V 繊維部門の〔紡績〕の資料と同じ。）

3. 生産額推計

メリヤス製品は「生動」（メリヤス月報）より「センサス」の方がカバレッジが高いので、その数値を採用した。輸出用メリヤス生地については、関税統計輸出額をその

まま採用し、工業用メリヤス生地については、化学統計のゴム製品の副資材消費量の繊維製品を織物生地とメリヤス生地に割振って配分した。

総生産額＝工業センサスの生産額＋工業用輸出用メリヤス生地＋半製品及び仕掛品在庫純増

4. 投入額推計

(1) 主原材料

「生動」の原系投入量に部門別品目別生産額単価を乗じて品種別に投入額を算出した。

(2) 間接費、付加価値関係については、V. 繊維部門の〔紡績〕の場合と同様である。

5. 産出額推計

メリヤス製品はほとんど家計に産出されるが、このほか輸出メリヤス生地は輸出に、工業メリヤス生地はゴム製履物部門にそれぞれ産出した。

〔製綿・じゅうたん〕

1. 概念・定義及び範囲

製綿・じゅうたん（2390-30）

日本標準産業分類の細分類2094「製綿業」及び2096「じゅうたん、その他の繊維製敷物製造業」の活動とする。

2. 推計資料

（V. 繊維部門の〔紡績〕の資料と同じ。）

3. 生産額推計

「生動」は、全数把握でないため「センサス」の数値を採用した。

4. 投入額推計

(1) 主原材料

製綿は、「生動」（製綿・ふとん月報）の原料の投入高を使用し、産出側と調整を行って決定した。

じゅうたんは、「生動」（敷物・フェルト月報）の原料及び基布の投入高を使用し、産出側と調整を行って決定した。

(2) 間接費、付加価値関係については、V. 繊維部門の〔紡績〕の場合と同様である。

5. 産出額推計

(1) 製綿は、民生用繊維既製品の投入金額を使用し、残りを家計消費に産出した。

(2) じゅうたんは、一部建設部門で投入した額を採用し、輸出の残りを資本形成部門に産出した。

〔衣服〕

1. 概念・定義及び範囲

衣服（2430-10）

日本標準産業分類の小分類211「外衣製造業」、212「中衣・下着製造業」、213「帽子製造業」、215「その他の衣服・繊維製身のまわり品製造業」（繊維製はき物を除く）、細分類3981「麦わら Panama類帽子製造業」及び4421「男子洋服製造小売業」の活動とし、ゴム引、ビニル合羽製造、毛皮製衣服身のまわり品製造業の活動を除く。

2. 推計資料

（V. 繊維部門の〔紡績〕の資料と同じ。）

3. 生産額推計

「センサス」を用いて下記算式により推計した。
総生産額＝製造品出荷額＋在庫純増＋製造小売＋
（加工賃収入－委託生産費）×5

衣服部門は委託生産が多く、「センサス」ではこれを委託者側からは委託生産費として、又受託者側からは加工賃収入額としてとらえている。この委託生産が衣服産業の同業者間のみで行われていれば、委託者側の出荷額としてすべてとらえられるので問題はないが、実際には他業種（商社等）からの受託が多く、この分は「センサス」の出荷額としてはとらえられない。そこで上記算式のように（衣服産業の加工賃収入額－同委託生産費）を商社等からの委託分と考え、加工賃と製品価格との比を5とみてこれに乗ずることにより出荷額相当分に膨らまして加算した。

4. 投入額推計

(1) 主原材料

「生動」より原反投入量に単価を乗じて推計した。

(2) 間接費、付加価値関係は、V. 繊維部門の〔紡績〕の場合と同様である。

〔身廻品〕

1. 概念・定義及び範囲

身廻品（2430-20）

日本標準産業分類の小分類214「毛皮製衣服・身のまわり品製造業」及び細分類2951「かわ製手袋製造業」、3991「洋がさ・同部分品製造業」、3992「和がさ・同部分品製造業」、2111「男子服製造業」のうち「男子用ゴム引・ビニル合羽製造業」及び2999「他に分類されないなめしかわ製品製造業」のうち「服装用革ベルト製造業」の活動を範囲とする。

2. 推計資料

（V. 繊維部門の〔紡績〕の資料と同じ。）

3. 生産額推計

推計は衣服部門と同じ方法で行った。ただし、「センサス」の加工賃収入額より委託生産額が大であったため、他業種からの受託生産はなかったものとみて「センサス」の製造品出荷額をそのまま採用し、生産額とした。

4. 投入額推計

推計に当たっては、投入に関する資料がほとんどなく、産出側の数値をそのまま暫定的に採用し、後で昭和45年表の投入数値等を参考に調整した。

間接費、付加価値関係については、V. 繊維部門の〔紡績〕の場合と同様である。

5. 産出額推計

推計は産業用と家計消費とを品種別に区分して行った。

輸出を除き、産業用としては、作業用皮手袋、ゴム引、ビニール合羽とし、各産業へ労働省調査の雇用者数比率で配分し、産業用以外の品種は輸出、家計外消費以外は家計消費に、洋がさの部分品は、自部門消費として産出した。

〔ロープ・漁網〕

1. 概念・定義及び範囲

ロープ・漁網（2390-40）

日本標準産業分類の細分類2071「網製造業」及び2072「漁網製造業」の活動とする。

注意点

漁網以外の網地の活動は2390-90「その他の繊維既製品」部門に含まれる。

2. 推計資料

（V. 繊維部門の〔紡績〕の資料と同じ。）

3. 生産額推計

「センサス」の結果から、ロープ、漁網関係の各品目別の生産金額をとり生産額とした。

4. 投入額推計

(1) 主原材料

「繊維統計年報」の原材料統計により推計した。

(2) 間接費、付加価値関係については、V. 繊維部門の〔紡績〕の場合と同様である。

〔民生用繊維既製品〕

1. 概念・定義及び範囲

民生用繊維既製品（2390-51）

日本標準産業分類の細分類2191「寝具製造業」、2192「かや製造業」、2195「刺しゅう業」、2199「他に分類されない繊維製品製造業」の活動とする。

2. 推計資料

（V. 繊維部門の〔紡績〕の資料と同じ。）

3. 生産額推計

「生動」の非対象品目なので「センサス」の数値を採用した。

4. 投入額推計

投入額推計のための資料が乏しいので、昭和45年表の投入比率及び産出側の推計額を参考として推計した。

間接費、付加価値関係については、V. 繊維部門の〔紡績〕の場合と同様である。

5. 産出額推計

産出先に統計あるいは、妥当な推定数字のあるものについては、その金額を採用した。寝具、蚊や、他に分類されない繊維製品はほとんど家計で消費されるので、国鉄、旅館等で使用される金額の残りを家計消費に産出した。

〔その他の繊維既製品〕

1. 概念・定義及び範囲

その他の繊維既製品（2390-59）

日本標準産業分類の細分類2081「刺しゅうレース製造業」、2082「編レース製造業」、2083「ポピンレース製造業」、2084「組ひも製造業」、2095「フェルト・不織布製造業」、2193「帆布製品製造業」、2194「繊維製袋製造業」、2079「その他の網地製造業」の活動とする。

注意点

細幅織物製造の活動は2312-20「細幅織物」部門に格付されている。

2. 推計資料

（V. 繊維部門の〔紡績〕の資料と同じ。）

3. 生産額推計

レース、フェルト品目を除いては、「生動」の非対象品目なので全面的に「センサス」の数値を採用した。推計方法は衣服部門と同じ方法による。

4. 投入額推計

衣服部門と同様な推計方法で算出した。

5. 産出額推計

レース生地は、衣服、家計消費、輸出などに計上した。帆布製品は、主に建設、運輸関係に計上した。

〔その他の繊維雑品〕

1. 概念・定義及び範囲

その他の繊維雑品（2390-90）

日本標準産業分類の細分類2089「その他のレース・繊維雑品製造業」、2097「上塗りした織物・防水し

た織物製造業」，2099「他に分類されない繊維工業」（ペニー製造業を除く）及び2434「ブックバイディングクロス製造業」の活動とする。

注意 点

従来，当部門に「リノリウム製造業」の活動が含まれていたが，昭和50年表より「センサス」の品目分類の改訂により特掲されていない。したがってリノリウムの活動は3990-60「その他の製造品」部門に含まれる。

2. 推計資料

(V. 繊維部門の〔紡績〕の資料と同じ。)

3. 生産額推計

「生動」の非対象品目なので「センサス」の数値を採用した。

4. 投入額推計

「生動」の非対象品目のため資料が乏しく，昭和45年表及び産出側の推計額を参考に45年と50年の生産額の伸び率及び構成比を勘案し推計した。

間接費，付加価値関係は，V. 繊維部門の〔紡績〕の場合と同様である。

5. 産出額推計

昭和45年産業連関表等を参考とし，産出先部門に統計あるいは妥当な推定数値のあるものについては投入側の要求に応じて調整した。

〔人絹糸・スフ〕

1. 概念・定義及び範囲

人絹糸 (3115-10)

日本標準産業分類の細分類2641「レーヨン製造業」，2642「アセテート製造業」のうちレーヨン糸，強力レーヨン糸，キュブラ（銅アンモニア糸），アセテート長繊維などを生産する活動とする。

スフ (3115-20)

日本標準産業分類の細分類2641「レーヨン製造業」，2642「アセテート製造業」のうちスフ（ビスコース短繊維），アセテート短繊維などを生産する活動とする。

2. 推計資料

(V. 繊維部門の〔紡績〕の資料と同じ。)

3. 生産額推計

(1) 人絹糸は「センサス」から人絹糸関係の生産金額をとり生産額とした。このうち，ビスコース人絹糸以外のキュブラとアセテート人絹糸は人絹糸及びスフが合算されているため，「繊維統計年報」の長・短別生産量の割合で分割し人絹糸関係の数値を入れた。なお，半製品及び

仕掛品も同じく合算されているものは，それぞれ長・短別生産量の割合で分割の上，人絹糸関係の数値に加えた。

(2) スフは，「センサス」からスフ関係の生産金額をとり生産額とした。このうち，ビスコーススフ以外のキュブラとアセテートスフは人絹糸に合算されているため，「繊維統計年報」の長，短別生産量の割合で分割しスフ関係の数値を入れた。なお，半製品及び仕掛品も同じく合算されているものは，それぞれ長，短別生産量の割合で分割の上，スフ関係の数値に加えた。

4. 投入額推計

(1) 主原材料

「繊維統計年報」の原材料統計をもとに推計した。

(2) 間接費，付加価値関係は，V. 繊維部門の〔紡績〕の場合と同様である。

〔合成繊維〕

1. 概念・定義及び範囲

ビニロン繊維 (3116-20)

日本標準産業分類の細分類2643「合成繊維製造業」のうち，ビニロン繊維の生産活動とする。

ナイロン繊維 (3116-30)

日本標準産業分類の細分類2643「合成繊維製造業」のうち，アクリルニトリル繊維の生産活動とする。

エステル繊維 (3116-50)

日本標準産業分類の細分類2643「合成繊維製造業」のうち，ポリエステル繊維の生産活動とする。

その他の合成繊維 (3116-90)

日本標準産業分類の細分類2643「合成繊維製造業」のうち，ポリ塩化ビニリデン繊維，ポリ塩化ビニール繊維，ポリエチレン繊維，ポリプロピレン繊維，その他の合成繊維の生産活動とする。

2. 推計資料

(下記以外はV. 繊維部門の〔紡績〕の資料と同じ。)

番号	資料名	年次	出 所	備 考
1	化繊ハンドブック	51年	日本化学繊維協 会	生産額

3. 生産額推計

(1) ビニロン，ナイロン，エステルは，「センサス」のビニロン，ナイロン，エステル関係の生産額によった。

(2) アクリルは「センサス」及び「繊維統計年報（生動数量）」と「化繊ハンドブック（日本繊維新聞出所による単価）」からアクリル関係の生産金額を算出し生産額とした。

(3) その他の合成繊維は、「センサス」の合成繊維関係の各品目別の生産額によった。このうち、ポリ塩化ビニル、ポリプロピレン、その他の合成繊維は長、短別が合算されているため、「繊維統計年報」の長、短別生産量の割合で分割し、その他の合成繊維の体系を整えることとした。

4. 投入額推計

投入額：昭和45年産業連関表投入額の消費的経費を基礎に45年と50年生産額の伸び率を勘案し、各部門別に「繊維統計年報」のデータを参考に推計した。

間接費、付加価値関係は、V. 繊維部門の〔紡績〕の場合と同様である。

5. 産出額推計

昭和45年の産業連関表産出向け要素を基礎に、45年と50年生産額の伸び率を勘案し各部門別に「繊維統計年報」のデータを参考に推計した。

なお、輸出入は「輸出・輸入及び関税統計」を基に算出した。

2. 推計資料（共通資料）

番号	資料名	年次	出所	備考
1	雑貨統計年報	50年	通商産業省	生産額、投入額、産出額
2	工業統計表	"	"	生産額、投入額
3	商業統計表	"	"	
4	鉱工業投入調査結果表	"	"	投入額
5	産業連関表	45年	行政管理庁	参考
6	輸出・輸入及び関税統計	50年	大蔵省	産出額
7	日本貿易月表	"	"	"
8	運賃商業マージン率表	"	行政管理庁	投入額
9	法人企業間接費調査結果報告	"	経済企画庁	"
10	物価指数年報	"	日本銀行	生産額

3. 生産額推計

木製履物、その他の履物は「生動」の非対象品目なので「センサス」の結果を採用した。

革製履物は、「生動」はカバレッジが低いので「センサス」の結果を採用した。

4. 投入額推計

(1) 木製履物の主要原材料は、「センサス」の4桁分類の原材料使用比率（運賃・マージンを除く）を求め、木製はきもの生産額に乗じて原材料額を推計した。更にこれを木材、繊維花緒、サンダル台等に分割した。

(2) 革製履物は、「生動年報」を使用して主原材料を求め「鉱工業投入調査結果」を参考に投入額を求めた。

(3) その他の履物は「生動」の資料がないため「昭和45年産業連関表」の投入額を参考に、45年と50年の生産額の伸び率を勘案し、推計した。

(4) 以上のほか間接費、付加価値関係は、V繊維部門の〔紡績〕の場合と同様である。

5. 産出額推計

(1) 木製履物は旅館、浴場部門は、投入側の数値を採用し、残りを家計消費に計上した。

(2) 革製履物について、保安用の靴は作業用靴を必要とする産業の雇用者数で配分し、くつ底、かかと等の付属材料は一部修理を除いて自部門に投入し、残りを家計消費に産出した。

VI. 履物・皮革・同製品部門

〔履物（木製、革製、その他の履物）〕

1. 概念・定義及び範囲

木製履物（2410-10）

日本標準産業分類の小分類224「木製はきもの製造業」及び製造小売の活動範囲とする。

革製履物（2410-20）

日本標準産業分類の小分類293「かわ製はきもの用材料・同付属品製造業」、294「かわ製はきもの製造業」及び製造小売の活動とする。

その他の履物（2410-30）

日本標準産業分類の細分類2159「他に分類されない衣服・繊維製身のまわり品製造業」のうち繊維製くつ、繊維スリッパ、繊維ぞうり及び付属品の製造業の活動とする。

- (3) その他の履物について、産出先に統計あるいは、妥当な推定値のあるものはその金額を採用し、他は「昭和45年産業連関表」を参考に45年と50年の生産額の伸び率及び構成比を勘案して作成した。

〔皮革・同製品〕

1. 概念・定義及び範囲

製革・毛皮 (2910-00)

日本標準産業分類の小分類291「なめしかわ製造業」、292「工業用かわ製品製造業(手袋を除く)」及び298「毛皮製造業」の生産活動を範囲とする。

注意点

かわ製はきもの用材料・同付属品製造業の活動は2410-20「革製履物」部門に含まれる。

革製品(革製履物身廻品を除く) (2930-00)

日本標準産業分類の小分類296「かばん製造業」、297「袋物製造業」及び299「その他のなめしかわ製品製造業」(服装用かわベルト製造業を除く。)の生産活動を範囲とする。

注意点

革製手袋製造業及び服装用かわベルト製造業の活動は2430-20「身廻品」部門に含まれる。

2. 推計資料

(Ⅵ. 履物・皮革・同製品部門の〔履物〕の資料と同じ。)

3. 生産額推計

「センサス」の品目出荷額から製造品年末在庫額と年初在庫額を調整したものを求め、品目の生産額を算出した。この生産額に製造仕掛品及び半製品の在庫増分を加えた。

4. 投入額推計

(1) 主原材料の投入推計は「鋳工業投入調査」, 「センサス」などにより大枠を設定した。

(2) 間接費, 付加価値関係は, V繊維部門の〔紡績〕の場合と同様である。

5. 産出額推計

(1) 製革・毛皮について, 工業用皮ベルトは機械部門へ, サドルは自転車部門へ産出し, その他は投入側よりの要求に応じて配分した。

(2) 革製品について, 袋物, かばんは主として家計へ産出し, その他は投入側よりの要求に応じて配分した。

Ⅶ. 木製品, 家具部門

1. 概念・定義及び範囲

その他の木製品 (2520-00)

日本標準産業分類の細分類2221「造作材製造業(建具を除く)」, 2223「建築用木製組立材料製造業」, 2213「屋根板製造業」, 2214「経木・同製品製造業(折箱, マッチ箱を除く)」, 2215「木毛製造業」, 2216「たる, おけ材製造業」, 2219「他に分類されない特殊製材業」, 2231「竹・とう・きりゆう等容器製造業」, 2232「折箱製造業」, 2233「木箱製造業(折箱を除く)」, 2234「和たる製造業」, 2235「洋たる製造業」, 2236「おけ製造業」, 2292「くつ型等製造業」, 2293「曲輪・曲物製造業」, 2299「他に分類されない木製品製造業(竹・とうを含む)」, 3971「漆器製造業」, 3985「コルク加工基礎資材・コルク製品製造業」, 2394「鏡縁, 額縁製造業」の活動とする。

木製家具・建具材 (2600-11)

日本標準産業分類2311「家具製造業(金属製, 漆器製を除く)」のうち木製家庭用, 事務所用机・テーブル・いす, その他の木製家庭用, 事務所用家具, 木製公共建築物用特殊家具及び2331「建具製造業」, 4811「家具製造小売業」の活動とする。

その他の木製家具 (2600-19)

日本標準産業分類の細分類2311「家具製造業(金属製, 漆器製を除く)」のうちラジオ, テレビ, ステレオ用キャビネット, 木製寝台, その他の家具, 2313「マットレス・組スプリング製造業」のうちマットレス, 2321「宗教用具製造業」, 2393「日本びょうぶ・衣こう・すだれ製造業」, 2399「他に分類されない家具・装備品製造業」の活動とする。

金属製家具 (2600-20)

日本標準産業分類の細分類2312「金属製家具製造業」, 2313「マットレス・組スプリング製造業」のうち組スプリング, 2391「事務所用店舗用装備品製造業」, 2392「窓用・とびら用日よけ製造業」, 3391「金庫製造業」の活動とする。

2. 推計資料

(Ⅵ. 履物・皮革・同製品部門の〔履物〕の資料と同じ。)

3. 生産額推計

- (1) 「センサス」を利用したものは、下記の算式によつた。

$$\text{生産額} = \text{製造品出荷額} + \text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額} + \text{半製品仕掛品在庫増減額}$$
- (2) 「商業統計表」を利用したものは、製造小売の販売額を生産額とした。
- (3) その他の木製家具の生産額の推計をする際、「センサス」では木製と金属製との製品が混合しているものは、推計上全体の30%を木製とし、70%を金属製家具とした。

4. 投入額推計

- (1) 当部門は資料不足のため主原材料の投入は、「センサス」を利用し、内生部門の大枠を設定した。
- (2) 間接費、付加価値関係については、V繊維部門の〔紡績〕の場合と同様である。

5. 産出額推計

- (1) 建築用木製品は、生産額から最終需要向け項目を差引き、残りは産出先に、統計あるいは妥当な推定値のある場合はその金額を採用した。
- (2) その他の木製家具部門は、大部分を電気音響機器、ラジオ、テレビ受信機部門、ミシン、ケイト編機キャビネット、テーブルとして産出したが、同部門が昭和45年より減少したとの事で、他の内生部門に向けた。
- (3) 上記以外のものは、はっきりした資料が得られないこともあって、投入側からの要求に応じて産出し、残ったものを家計に向けた。

Ⅷ. 紙・パルプ部門

〔パルプ、紙（セロファンを含む）〕

1. 概念・定義及び範囲

溶解パルプ (2711-10)

日本標準産業分類の細分類2411「溶解パルプ製造業」の活動とする。

製紙パルプ (2711-20)

日本標準産業分類の細分類2412「製紙パルプ製造業」の活動とする。

洋紙・和紙 (2712-10)

日本標準産業分類の細分類2421「洋紙製造業」、2423「機械すき和紙製造業」、2424「手すき和紙製造業」の活動とし、大蔵省印刷局が行う紙幣用和紙の生産活動を範囲に含む。

板紙 (2712-20)

日本標準産業分類の細分類2422「板紙製造業」の

活動とする。

加工紙 (2720-10)

日本標準産業分類の細分類2431「塗工紙製造業」、2432「段ボール製造業」及び2433「壁紙・ふすま紙製造業」の生産活動を範囲とする。

注 意 点

アスファルト塗工紙は、従来「防腐加工品」部門に分類されていたが、昭和50年表では当部門に含める。行部門を段ボールと塗工紙・建設用加工紙とする。なお、従来の「防腐加工品」部門は廃止し、アスファルト塗工紙は当部門に格付けるほか、薬品処理木材は、従来の「舗装材料」部門と統合し、3291-30「舗装材料・薬品処理木材」とする。

紙製容器 (2720-20)

日本標準産業分類の細分類245「紙製容器製造業」の生産活動を範囲とする。

紙製品 (2720-30)

日本標準産業分類の細分類2441「事務用紙製造業」、2442「学用紙製品製造業」、2443「日用紙製品製造業」、2449「その他の紙製品製造業」、2493「紙製衛生材料製造業」、2499「他に分類されないパルプ・紙加工製造業」の活動とする。

セロファン (2720-40)

日本標準産業分類の細分類2491「セロファン製造業」の活動とする。

2. 推計資料（共通資料）

番号	資料名	年次	出 所	備 考
1	紙パルプ統計年報	50年	通商産業省	生産額、投入額、産出額
2	工業統計表	"	"	生産額、投入額
3	商業統計表	"	"	
4	鉱工業投入調査結果表	"	通商産業省	投入額
5	産業連関表	45年	行政管理庁	参考
6	輸出・輸入及び関税統計	50年	大蔵省	産出額
7	日本貿易月表	"	"	"
8	運賃商業マージン率表	"	"	投入額
9	法人企業間接費調査結果報告	"	経済企画庁	"
10	物価指数年報	"	日本銀行	生産額
11	紙流通統計年報	"	通商産業省	"
12	(紙幣用和紙)		大蔵省印刷局	"

3. 生産額推計

溶解パルプ、製紙パルプ、セロファンは、「生動」を基に生産数量に販売金額の単価を乗じた。

洋紙、和紙は、「紙パルプ統計年報」を主体に、「生動」にない品目（手すき和紙）は「センサス」を、紙弊用は大蔵省の資料を、その他は関係省庁の資料及び、算出数値を参考に推計した。

板紙、加工紙、紙製容器、紙製品は、「センサス」によった。

4. 投入額推計

(1) 主原材料

「紙パルプ統計年報」の原材料統計により推計した。

(2) 間接費、付加価値関係については、V繊維部門の〔紡績〕の場合と同様である。

5. 産出額推計

「生動」の部門別使用数量を基に昭和45年産業連関表の構成比等を参考として推計した。なお、投入側に統計あるいは妥当な推定値のある場合はその金額を採用した。

〔繊維板〕

1. 概念・定義及び範囲

繊維板 (2712-40)

日本標準産業分類の細分類2492「繊維板製造業」、2224「パーティクルボード製造業」の活動とする。

2. 推計資料 (共通資料)

番号	資料名	年次	出所	備考
1	建材統計年報	50年	通商産業省	生産額、投入額、産出額
2	工業統計表	"	"	生産額・投入額
3	輸出・輸入及び関税統計	"	大蔵省	産出額
4	鉱工業投入調査結果表	"	通商産業省	投入額
5	工業統計表原材料編	"	"	"
6	法人企業間接費調査結果報告	"	経済企画庁	"
7	化学便覧	"	日本化学会	"

3. 生産額推計

(1) 推計資料

各部門別の生産額推計に当たっては、主として「生動」及び「センサス」の結果を用いた。

(2) 推計方法

部門別生産額推計は、下記要領により品目別生産額を算出し、当該部門ごとに品目別生産額を横上げ部門別生産額を推計した。

① 「生動」で調査している品目（ただし調査の範囲を限定しているものを除く）は、原則として「生動」の結果を用い、次式により推計した。

$$\text{生産額} = \text{生産数量} \times (\text{出荷金額} \div \text{出荷数量})$$

② 「生動」で調査していない品目及び「生動」の指定品目であるが調査の範囲を限定しているものは、「センサス」の結果を用い次式により推計した。

$$\text{生産額} = 50\text{年製造品出荷額} + (50\text{年末製造品在庫額} - 49\text{年末製造品在庫額})$$

③ なお、部門別の半製品・仕掛品の増減額は「センサス」の結果を用い、次式により推計した。

$$\text{半製品・仕掛品の増減額} = 50\text{年末半製品・仕掛品額} - 49\text{年末半製品・仕掛品額}$$

4. 投入額推計

部門別の投入額推計に当たっては、第1段階として「センサス」から主要原材料使用額、燃料使用額、購入電力使用額、付加価値額、現金給与額、減価償却額、内国消費税額など、それぞれの大枠について把握し、第2段階として生産技術的資料及び別途産業連関表作成のための特別調査によって得られた投入内訳比率、すなわち原単位を使用して、各投入部門別に細分した推計を行い、最終段階で産出側と調整の上決定した。

なお、各投入部門別の細分推計の方法は、原則として次のとおりである。

(1) 原材料

主要原材料は「生動」で品目別主要原材料の消費量を調査しているので、それぞれ生産者価格によって投入額推計を行い、ほぼそのまま決定した。

なお、「生動」で調査していない副資材的なものは、関係業界資料を参考に細分推計した。

(2) 原料炭、亜炭、コークス、無煙炭、一般炭

産出側（資源エネルギー調査室）の総額を実際に消費する部門に配布した。なお、一般炭については、生産額比率で配分投入した。

(3) 重油 (A, B, C)

産出側（資源エネルギー調査室）から産出のあった総額を、昭和45年産業連関表の各部門別投入パターンにより配分した。

(4) 電力（事業用、自家発）

- ① 事業用電力は、主として「センサス」の購入電力使用額を採用した。
- ② 自家発電は、資源エネルギー庁より配分された産業別使用電力量（自家発自家消費）により投入した。

(5) 間 接 費

主として、「鉱工業投入調査」、「法人企業間接費調査集計結果報告」により各部門に投入したが、最終的には産出側（大蔵省、文部省、経済企画庁、郵政省、厚生省）の総額を各部門別に配分した。

① 下 水 道

経済企画庁から各部門別に産出のあった数値をそのまま採用した。

② 公的金融、民間金融（帰属利子、手数料）

大蔵省から産出のあった総額（化学繊維、医薬品除く）を生産額比率により各部門に配分投入した。

③ 自家研究、他の教育機関（産業）、自家教育

文部省から産出のあった総額を下記により配分した。

ア) 自家研究

法人企業間接費調査結果比率により部門別に投入したが、その後産出側からの総額を部門別に再配分投入した。

イ) 自家研究以外は、産出側からの総額を生産額比率により各部門に配分投入した。

④ 郵便、電信電話（国内・国際）

法人企業間接費調査集計結果比率により部門別に投入し、算出側（郵政省）と調整の結果決定した。

⑤ 廃棄物処理（公営、産業）

厚生省で各部門別に産出された数値を、そのまま採用した。

⑥ 自家用自動車輸送（旅客、貨物）、国内航空旅客

運輸省から産出のあった総額を、生産額比率により各部門に配分した。

(6) 粗付加価値

① 旅費、交際費、福利厚生費

法人企業間接費調査集計結果比率により部門別に投入し、経済企画庁と調整の上決定した。

② 雇用者所得

主として「センサス」の現金給与総額及び「鉱工業投入調査」を基礎に各部門別に投入し、労働省からの提示の「部門別雇用者数及び現金給与総額」とを勘案し調整投入した。

③ 資本減耗引当

「センサス」の減価償却額によって各部門別に投入し、経済企画庁の各部門別産出額と調整の上決定した。

④ 間 接 税

「センサス」の内国消費税額を基礎資料として各別に投入し、経済企画庁と調整の上決定した。

⑤ 営業余剰

主として「鉱工業投入調査」を基礎資料として投入し、経済企画庁と調整の上決定した。

5. 産出額推計

繊維板の産出については繊維板及びパーティクルボードの需要部門内訳（繊維板工業会資料）により建設、電機機器、自動車、造船、車両部門に産出し、投入側と調整を行った。

Ⅷ. 印刷・出版部門

1. 概念・定義及び範囲

新 聞 （2800-10）

日本標準産業分類の小分類251「新聞業」の活動とする。（生産額の把握に広告料収入を含む。）

印 刷 （2800-91）

日本標準産業分類の小分類253「印刷業」、254「製版業」、255「製本業、印刷物加工業」、259「印刷業に伴うサービス業」の活動並びに大蔵省印刷局の活動とする。（広告料収入を生産額に含める。）

出 版 （2800-92）

日本標準産業分類の小分類252「出版業」の活動とする。（広告料収入を生産額に含める。）

2. 推計資料（共通資料）

番号	資 料 名	年次	出 所	備 考
1	工業統計表	50年	通商産業省	生産額・投入額
2	商業統計表	"	"	
3	鉱工業投入調査結果表	"	"	投入額
4	産業連関表	45年	行政管理庁	参 考
5	輸出・輸入及び関税統計	50年	大 蔵 省	産出額
6	日本貿易月表	"	"	"
7	運賃商業マージン率表	"	行政管理庁	投入額
8	法人企業間接費調査結果報告	"	経済企画庁	"
9	物価指数年報	"	日 本 銀 行	生産額

3. 生産額推計

- (1) 「センサス」の数値を採用し、広告料収入も生産額に含めた。
- (2) 「印刷」は、特殊印刷物加工賃収入の2倍相当額を加えた。その理由は次のとおりである。特殊印刷物の加工賃収入に相当する受託生産は同業者間ではなく他業種からの直接委託とみられ、この分は特殊印刷物の出荷としてはとらえられない。この分は加工賃収入額としてとらえられているので、出荷額相当分に膨らませるため、製品価格が加工賃の2倍と見なしてこれに乗じた。

これに対して一般印刷物の加工賃収入分はほとんど同業者からの委託と見なし、上記のような加算は行っていない。

4. 投入額推計

- (1) 印刷、出版部門の投入推計に関する統計資料が整備されていないので、「鉱工業投入調査」の費目別内訳、産出側のデータ及び、昭和45年産業連関表を参考に推計し調整した。
- (2) 間接費、付加価値関係については、V繊維部門の〔紡績〕の場合と同様である。

5. 産出額推計

- (1) 新聞の産出先は、主に家計消費向けに占められているが、そのほか各産業にわたってかなりの購読量がある。産出に際しては、日刊紙と非日刊紙別にそれぞれ家計消費向けと家計消費以外向けとの大枠を設定し、家計消費向けの産出額を確定して、残りを「事業所統計」による産業別事業所数、従業者数を勘案して産業別に配分した。なお、広告料収入は広告部門に産出した。
- (2) 印刷については推計資料が少ないので、出版、紙製品等の大口需要先の投入推計額と調整すると共に、他の全産業に対し仮設部門「事務用品」の産出パターンを参考として残余を配分した。大口需要部門以外への産出分は、昭和45年産業連関表においては仮設部門「事務用品」を経由して産出されたが、50年表では「事務用品」の定義変更に伴い、印刷部門から直接に各産業に産出することとした。
- (3) 出版については、調整段階で、まず家計消費、政府消費、教育、広告、卸・小売部門等大口需要部門への産出をかため、その残余を内生部門へ産出することとした。各産業部門への配分は主として昭和45年産業連関表の産出構成を参考にした。

X. ゴム製品部門

1. 概念・定義及び範囲

ゴム製品 (3000-10)

日本標準産業分類の小分類281「タイヤ・チューブ製造業」、283「ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業」及び289「その他のゴム製品製造業」の生産活動を範囲とする。

ゴム製履物 (3000-20)

日本標準産業分類の小分類282「ゴム製・プラスチック製はきもの・同付属品製造業」の活動とする。

2. 推計資料(共通資料)

番号	資料名	年次	出所	備考
1	ゴム製品統計年報	50年	通商産業省	生産額、投入額、産出額
2	工業統計表	〃	〃	生産額、投入額
3	輸出・輸入及び関税統計	〃	大蔵省	産出額
4	鉱工業投入調査結果表	〃	通商産業省	投入額
5	法人企業間接費調査結果報告	〃	経済企画庁	〃
6	5874の化学商品		化学日報社	投入額、産出額
7	化学便覧		日本化学会	〃
8	自動車タイヤ国内、新車用補修統計表	50年	日本自動車タイヤ協会	産出額
9	需要部門出荷内訳表	〃	日本ゴム工業会月報(1月~12月)	〃

3. 生産額推計

(1) 推計資料

各部門別の生産額推計に当たっては、主として「生動」及び「センサス」の結果を用いた。

(2) 推計方法

部門別生産額推計は、下記要領により品目別生産額を算出し、当該部門ごとに品目別生産額を積上げ、部門別生算額を推計した。

① 「生動」で調査している品目(ただし調査の範囲を限定しているものを除く)は、原則として生動の調査結果を用い、次式により推計した。

$$\text{生産額} = \text{生産数量} \times (\text{出荷金額} \div \text{出荷数量})$$

② 「生動」で調査していない品目及び「生動」の指定品目であるが調査の範囲を限定しているものは「セン

サス」の結果を用い次式により推計した。

生産額 = 50年製造品出荷額 + (50年末製造品在庫額 - 49年末製造品在庫額)

③ なお、部門別の半製品・仕掛品の増減額は「センサス」の結果を用い次式により推計した。

半製品・仕掛品の増減額 = 50年末半製品・仕掛品額 - 49年末半製品・仕掛品額

(3) 部門別生産額推計

ゴム製品 (3000-10)

主として「生動(ゴム製品統計年報)」を資料とした。ただし、ゴム製品の「生動」は調査の範囲を従業者5人以上の事業所を対象としており、次のような小零細事業所製品については、裾切りによる脱漏があるため、「センサス」を採用した。

※3000-190・300工業用ゴム製品, 3000-190・400ゴム引布, 3000-190・500その他のゴム製品, 3000-190・601再生ゴム, 3000-190・701練生地

ゴム製履物 (3000-20)

全品目「センサス」を採用した。

4. 投入額推計

部門別の投入額推計に当たっては、第1段階として「センサス」から主要原材料使用額、燃料使用額、購入電力使用額、付加価値額、現金給与額、減価償却額、内国消費税額などそれぞれの大枠について把握し、第2段階として生産技術的資料及び別途産業連関表作成のための特別調査によって得られた投入内訳比率、すなわち原単位を使用し、各投入部門別に細分した推計を行い、最終段階で産出側と調整の上決定した。

なお、各投入部門別の細分推計の方法は、原則として次のとおりである。

(1) 原材料

主要原材料については「生動」で品目別主要原材料の消費量を調査しているため、それぞれ生産者価格によって投入額推計を行い、ほぼそのまま決定した。

なお、「生動」で調査していない副資材的なものは関係業界資料を参考に細分推計した。

(2) 原料炭、亜炭、コークス、無煙炭、一般炭

産出側(資源エネルギー調査室)の総額を実際に消費される部門に配分した。ただし、一般炭は生産額比率で配分した。

(3) 重油(A, B, C)

産出側(資源エネルギー調査室)から産出のあった総

額を、昭和45年産業連関表の各部門別投入パターンにより配分した。

(4) 電力(事業用, 自家発)

① 事業用電力については、主として「センサス」の購入電力使用額を採用した。

② 自家発電は、公益事業局より配分された産業別使用電力量(自家発自家消費)により投入した。

(5) 間接費

主として、「鉱工業投入調査」、「法人企業間接費調査集計結果報告」により各部門に投入したが、最終的には産出側(大蔵省, 文部省, 経済企画庁, 郵政省, 厚生省)の総額を各部門別に配分した。

① 下水道

経済企画庁から各部門別に産出のあった数値をそのまま採用した。

② 公的金融, 民間金融(帰属利子, 手数料)

大蔵省から産出のあった総額(化学繊維, 医薬品除く)を生産額比率により各部門に配分投入した。

③ 自家研究, 他の教育機関(産業), 自家教育

文部省から産出のあった総額を下記により配分した。

(i) 自家研究

法人企業間接費調査結果比率により部門別に投入したが、その後産出側からの総額を部門別に再配分投入した。

(ii) 自家研究以外については産出側からの総額を生産額比率により各部門に配分投入した。

④ 郵便, 電信電話(国内・国際)

法人企業間接費調査集計結果比率により部門別に投入し、産出側(郵政省)と調整の上決定した。

⑤ 廃棄物処理(公営, 産業)

厚生省から各部門別に産出された数値をそのまま採用した。

⑥ 自家用自動車輸送(旅客, 貨物), 国内航空旅客

運輸省から産出のあった総額を生産額比率によって各部門に配分投入した。

(6) 粗付加価値

① 旅費, 交際費, 福利厚生費

法人企業間接費調査集計結果比率により部門別に投入し、経済企画庁と調整の上決定した。

② 雇用者所得

主として「センサス」の現金給与総額及び「鉱工業投入調査」結果を基礎に各部門別に投入し、更に労働省から提示の「部門別雇用者数及び現金給与総額」

により調整した。

③ 資本減耗引当

「センサス」の減価償却額によって各部門別に投入し、経済企画庁の各部門別産出額と調整した。

④ 間 接 税

「センサス」の内国消費税額を基礎資料として各部門別に投入し、経済企画庁と調整した。

⑤ 営業余剰

主として「鉱工業投入調査」を基礎資料として投入し、経済企画庁と調整した。

5. 産出額推計

(1) タイヤ・チューブ

タイヤ・チューブの産出は、その大部分は自動車向け（二輪自動車を含む）であるが、そのほか運搬車用、自転車用、航空機用などがある。産出に際しては、産業向けと補修向けとの大枠を設定し、補修用向けの数値を日本自動車タイヤ協会資料より求めて決定して、残りを「生動」の用途別比率によって各産業に配分した。

なお、補修用タイヤ・チューブは自動車修理部門に計上した。

(2) その他のゴム製品

その他のゴム製品の産出は、内容的にはその大部分が工業用ゴム製品のため各産業部門に配分した。産出方法に関する推計資料が極めて少ないため、昭和45年産業連関表の産出構成を参考に振り分けを行って試算値とし、調整作業段階で投入側と検討して計上した。

(3) 履 物

家計消費部門に生産額の約70%を産出し、残りを昭和45年産業連関表の産出構成比率によって各産業に配分し、投入側と調整した。

なお、在庫部門の産出額は、次のように推計した。

① 生産者製品在庫増減額

下記(i), (ii)により算出した品目別生産者製品在庫増減額を部門別に組替え積上げ推計した。

(i) 「生動」で調査している品目については、次式によった。

製品在庫増減額 = (50年末製品在庫 - 49年末製品在庫量) × (50年出荷額 ÷ 50年出荷量)

(ii) 「生動」で調査していない品目は、「センサス」を採用し次式によった。

製品在庫増減額 = 50年末製品在庫額 - 49年末製品在庫額

② 半製品・仕掛品在庫増減額

「センサス」の日本標準産業分類4桁別の半製品、仕掛品在庫増減額を次式により計算し、産業連関表用分類に組替えた。

半製品・仕掛品在庫増減額 = 50年末半製品・仕掛品在庫額 - 49年末半製品・仕掛品在庫額

③ 流通在庫

「商業統計調査」の商品分類別流通在庫増減額を産業連関表用分類別（部門別）の生産額比率により配分した。

XI. 化学工業製品部門

1. 概念・定義及び範囲

アンモニア (3111-10)

アンモニア、液体アンモニア、アンモニア水の生産活動とする。

硫酸 (3111-20)

硫酸の生産活動をいう。生産工程中に発生した硫酸焼鉱は副産物扱いとし、鉄鉱石（国産）部門に競合させる。

カーバイト (3111-30)

カルシウムカーバイトの生産活動をいう。

ソーダ工業薬品 (3111-40)

苛性ソーダ、ソーダ灰、塩素、塩酸、高度さらし粉、普通さらし粉、その他のソーダ薬品の生産活動をいい、日本標準産業分類の細分類2621「ソーダ工業」のうち塩化アンモニウムを除いたものに該当する。

なお、昭和45年産業連関表では行部門に「高度さらし粉」、「普通さらし粉」を設けているが、50年表では、これらの部門を「その他のソーダ工業薬品」に統合した。

タール製品（石油系を除く） (3112-10)

純ベンゾール、90%ベンゾール、純トルオール、クレオソート油、ピッチ、分溜石炭酸、精製ナフタリンのほか、その他のタール製品の生産活動をいい、日本標準産業分類の細分類2635「コールタール製品製造業」に該当する。

なお、昭和45年産業連関表では行部門として「90%ベンゾール」、「純トルオール」、「分溜石炭酸」を設けていたが、50年表ではこれらの部門を「その他のタール製品」部門に統合した。

環式中間物（石油系を除く） (3112-21)

合成石炭酸、アニリン、無水フタル酸、その他の環式中間物の生産活動をいう。

なお、昭和45年産業連関表では行部門として「合成石炭酸」が設けられていたが、50年表では「その他の環式中間物」部門に統合した。

エチルアルコール (3112-22)

日本標準産業分類の細分類2634「発酵工業」のうちエチルアルコールの活動とする。

なお、石油化学製品のエチルアルコールはその他の石油化学製品に含まれる。

メタノール系誘導品 (3112-30)

精製メタノール、ホルマリン、その他のメタノール系誘導品(ギ酸、しゅう酸、ウロトロピン、塩化メチル、塩化メチレン、パンタエリスリトール等)の生産活動とする。

アセチレン系誘導品 (3112-40)

無水酢酸、合成アセトン、合成ブタノール、アセトアルデヒド、酢酸エステル、モノクロル酢酸、トリクロルエチレン、テトラクロルエチレン、オクタノール、アクリロニトリル、その他のアセチレン誘導品の生産活動をいう。生産工程の段階で回収される硫安は発生副産物扱いとする。

なお、昭和45年産業連関表では行部門として「合成さく酸」が設けられていたが、50年表では生産が無いのでこの部門を削除した。

可塑剤 (3112-50)

フタル酸系可塑剤、りん酸系可塑剤、脂肪系可塑剤、その他の可塑剤の生産活動とする。

油脂加工製品 (3112-70)

精製グリセリン、脂肪酸、精製脂肪酸、工業用硬化油、食用硬化油、粗製グリセリン、高級アルコール、その他の油脂加工製品の生産活動をいい、日本標準産業分類2651「脂肪酸、硬化油、グリセリン製造」に該当する。

石油化学基礎製品 (3113-10)

ナフサを分解して得られる石油化学の第一次製品であるエチレン、プロピレン、ブタン、ブチレン、分解ガソリン、トップガスの生産活動をいう。生産工程中に発生する液化石油ガスは副産物扱いとする。

石油化学系芳香族製品 (3113-20)

改質生成油及び分解ガソリンから作られるベンゾール、トルオール、キシロール、芳香族溶剤の生産活動をいう。

その他の石油化学製品(除く石油系合成樹脂)

(3113-90)

エチレン、プロピレン、ブタン、ブチレン等芳香族製

品から作られる石油化学製品(無水フタル酸、テレフタル酸、スチレンモノマー、酢酸、合成アセトン、合成ブタノール、合成ゴム、その他の石油化学製品)の生産活動をいう。生産工程の段階で回収される硫安は副産物扱いとする。

なお、昭和45年産業連関表では行部門として「テレフタル酸(石油系)」が設けられていたが、50年表ではこの部門を「その他の石油化学製品」部門に統合した。
繊維原料用合成樹脂 (3116-10)

さく酸繊維素(アセチルセルロース)、酢酸ビニル、ポリビニルアルコール、塩化ビニリデン樹脂の生産活動をいう。生産工程の段階で回収される硫安は副産物扱いとする。

熱硬化性樹脂 (3117-10)

フェノール樹脂、ユリア樹脂、メラミン樹脂、不飽和ポリエステル樹脂の生産活動をいう。

なお、エポキシ樹脂の活動は3117-30「石油系合成樹脂」部門に含まれる。

塩化ビニル (3117-20)

塩化ビニルモノマー、塩化ビニル樹脂の生産活動とする。

なお、昭和50年産業連関表より行部門に「塩化ビニルモノマー」部門を新設し行部門を2部門とする。

石油系合成樹脂 (3117-30)

石油系樹脂であるポリエチレン、ポリスチレン、ポリプロピレン、ポリブデン、エポキシ樹脂、石油樹脂の生産活動とする。

その他の合成樹脂 (3117-90)

メタクリル酸エステル、メタクリル樹脂、ポリアミド系樹脂、ポリカーボネード、硝化綿、セルロイド生地などの生産活動をいう。生産工程の段階で回収される硫安は副産物扱いとする。

なお、従来の産業連関表では列・行部門であった硝化綿・セルロイド生地を、昭和50年表から当部門に統合することとした。

アンモニア系肥料 (3118-11)

合成硫酸アンモニウム、硝酸アンモニウム、尿素、硫りん安、りん硝安、硫りん安系化成肥料、りん酸液系化成肥料、塩化アンモニウムの生産活動をいう。生産工程で発生する化学石こうは副産物扱いとし、窯業原料鉱物を競合部門とする。

りん酸質肥料 (3118-12)

過りん酸石灰、重過りん酸石灰、溶性りん肥、焼成り

ん肥、化成肥料（硫りん安系、りん酸液系を除く。）NK化成の生産活動とする。

なお、従来の産業連関表では、行部門が「過りん酸石灰」、「よう成りん肥」、「その他のりん酸質肥料」に分けられていたが、昭和50年表よりこれらを統合した。
石灰窒素（3118-13）

石灰窒素の生産活動とする。日本標準産業分類の細分類2612「石灰窒素」に該当する。

その他の化学肥料（3118-19）

配合肥料、硫酸カリ、その他の化学肥料の生産活動とする。

農薬（3118-20）

日本標準産業分類の細分類2693「農薬製造業」の生産活動とする。

なお、殺虫・殺そ（鼠）剤製造業（農薬を除く）、殺菌・消毒剤製造業（農薬を除く）の活動は3191-00「医薬品」部門に含まれる。

無機薬品（3119-10）

二酸化炭素、亜鉛華、酸化チタン、カーボンブラック、その他の無機薬品（硫酸塩、亜硫酸塩、硫化物、明ばん、ふっ化物、りん及び化合物、りん酸ナトリウム、りん酸カリウム、カリウム塩、バリウム塩、亜鉛化合物、鉛化合物、クロム酸塩、水銀化合物、鉄化合物、顔料、活性炭、硝酸、硝酸ナトリウム、亜硝酸ナトリウム、その他の無機薬品の生産活動とする。

高圧ガス（3119-20）

酸素ガス、窒素、アルゴン、水素、溶解アセチレン、フロンガス、液化炭酸ガス、固体炭酸ガス、その他の圧縮液化ガスの生産活動とする。日本標準産業分類の細分類2624「圧縮ガス、液化ガス製造」に該当する。

なお、兼業メーカー（鉄鋼）で生産される酸素ガスの生産額を含む。

合成染料（3119-50）

直接染料、酸性染料、その他の合成染料の生産活動をいう。

その他の基礎薬品（3119-90）

鎖式有機酸（乳酸、酒石酸、吐酒石、くえん酸、こはく酸）エーテル、ゴム加流促進剤、ゴム老化防止剤、フルフラール天然樹脂製品、木材化学製品の生産活動とする。なお、ガンソリン添加剤は本部門より除かれ、3192-90「その他の最終化学製品」部門に含まれる。

塗料（3130-00）

油性塗料、ラッカー、電気絶縁塗料、合成樹脂塗料、

シンナー、その他の塗料、同関連製品の生産活動とする。日本標準産業分類の細分類2654「塗料製造」に該当する。

石けん・界面活性剤（3192-10）

せっけん、家庭用合成洗剤、界面活性剤、その他の洗剤、活性剤の生産活動とする。日本標準産業分類の細分類2652「石けん、合成洗剤製造」、2653「界面活性剤製造（石けん、合成洗剤を除く）」に該当する。

化粧品・はみがき（3192-20）

化粧品・はみがき及びビャンプーの生産活動とする。日本標準産業分類の細分類2695「化粧品・はみがき、その他の化粧用調製品製造」に該当する。

印刷インキ（3192-30）

一般インキ、新聞インキ、き釈用ワニス等の生産活動とする。日本標準産業分類の細分類2655「印刷インキ製造」に該当する。

火薬類（3192-61）

産業用爆薬（ダイナマイト、硝安油剤爆薬、カーリット等）、火工品（雷管、導火線、導爆線等）煙火の生産活動とする。日本標準産業分類の細分類2691「産業用火薬類製造」、2692「武器用火薬類製造」、3987「煙火製造」に該当する。

写真感光材料（3192-70）

写真用フィルム（X線用フィルム、ロールフィルム、映画用フィルム、特殊フィルム）、写真用乾板、印画紙、青写真感光紙、複写感光紙の生産活動とする。日本標準産業分類の細分類2697「写真感光材料のうち、写真用化学薬品を除いたもの」に該当する。写真用化学薬品は3192-90「その他の最終化学製品」部門に含まれる。

その他の最終化学製品（3192-90）

日本標準産業分類の細分類2656「洗浄剤・みがき用剤製造業」、「人口甘味剤製造業」、2694「香料製造業」、2696「ゼラチン・接着剤製造業」、「写真用化学薬品製造業」、2699「他に分類されない化学工業薬品製造業（試薬、筆記用インキ、スタンプ用インキ、浄水剤、イオン交換樹脂、防臭剤等）」の生産活動とする。

蚊とり線香製造業の活動は3191-00「医薬品」部門、事務用のり製造業、墨・墨汁製造業の活動は3990-40「筆記具」部門、線香製造業の活動は3990-60「その他の製造業」部門にそれぞれ含まれる。

2. 推計資料 (共通資料)

番号	資料名	年次	出 所	備 考
1	化学統計年報	50年	通商産業省	生産額, 投入額, 産出額
2	工業統計表	"	"	生産額, 投入額
3	輸出・輸入及び関税統計	"	大蔵省	産出額
4	鉱工業投入調査結果表	"	通商産業省	投入額
5	法人企業間接費調査結果報告	"	経済企画庁	"
6	5874の化学商品		化学工業日報社	"
7	化学便覧		日本化学会	"

3. 生産額推計

(1) 推計資料

各部門別の生産額推計に当たっては、主として「生動」及び「センサス」の結果を用いた。

(2) 推計方法

部門別生産額推計は、下記要領により品目別生産額を算出し、当該部門ごとに品目別生産額を積上げ部門別生産額を推計した。

① 「生動」で調査している品目（ただし調査の範囲を限定しているものを除く）は、原則として生動の調査結果を用い、次式により推計した。

$$\text{生産額} = \text{生産数量} \times (\text{出荷金額} \div \text{出荷数量})$$

② 「生動」で調査していない品目及び生動の指定品目であるが調査の範囲を限定しているものは「センサス」の結果を用い次式により推計した。

$$\text{生産額} = 50\text{年製造品出荷額} + (50\text{年末製造品在庫額} - 49\text{年末製造品在庫額})$$

③ なお、部門別の半製品・仕掛品の増減額は、「センサス」の結果、次式により推計した。

$$\text{半製品・仕掛品の増減額} = 50\text{年末半製品・仕掛品額} - 49\text{年末半製品・仕掛品額}$$

(3) 部門別生産額推計

① 主として「生動」（化学工業統計年報）を資料とした部門

アンモニア (3111-10)

生産量は、「生動」による数量を採用した。なおアンモニアはその大部分が生産工場でアンモニア系肥料、繊維原料用合成樹脂用として自家消費され、他の工業用向けは主として液体アンモニア、アンモ

ニア水として出荷されるため、生産者価格は製造業者数社の聞き取り調査による平均単価を用いた。

硫酸 (3111-20)

カーバイト (3111-30)

生産量は、「生動」による数量を採用した。なお価格は自家消費分については製造業者の聞き取り調査により56,800円/tを採用、出荷分については「生動」による出荷価格82,600円/tを採用し、その加重平均価格によった。

$$\begin{aligned} \text{自家消費分} & 56,800\text{円}/t \times 346,605t \\ & = 19,687,164\text{千円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{出荷分} & 82,600\text{円}/t \times 217,351t \\ & = 17,953,192\text{千円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{平均価格} & 37,640,356\text{千円} \div 563,956t \\ & = 66,743\text{円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{生産額} & 66,800\text{円} \times 568,291t \\ & = 37,961,838\text{千円} \end{aligned}$$

ソーダ工業薬品 (3111-40)

タール製品 (3112-10)

環式中間物 (3112-21)

ただし、3112219-109その他の環式中間物は〔「センサス」263629その他の環式中間物-「生動」の環式中間物品目群（産業連関表用特掲品目）の合計〕によって推計した。

エチルアルコール (3112-22)

メタノール系誘導品 (3112-30)

アセチレン系誘導品 (3112-40)

可塑剤 (3112-50)

油脂加工製品 (3112-70)

石油化学基礎製品 (3113-10)

石油化学系芳香族製品 (3113-20)

その他の石油化学製品 (3113-90)

繊維原料用合成樹脂 (3116-10)

熱硬化性樹脂 (3117-10)

塩化ビニル (3117-20)

石油系合成樹脂 (3117-30)

その他の合成樹脂 (3117-90)

アンモニア系肥料 (3118-10)

りん酸質肥料 (3118-20)

石灰窒素 (3118-30)

無機薬品 (3119-10)

ただし、3119190-199その他の無機薬品は〔「センサス」262939その他の無機化学工

業製品「生動」の無機薬品品目群（産業連関表用特掲品目）の合計] によって推計した。

高圧ガス (3119-20)

3119200-801 その他の圧縮ガスは〔センサス262419 その他の圧縮ガス「生動」の高圧ガス品目群（産業連関表用特掲品目）の合計] によって推計した。

合成染料 (3119-50)

せっけん、界面活性剤 (3192-10)

印刷インキ (3192-30)

火薬類 (3192-61)

ただし、3192619-301 煙火は「センサス」398711 煙火を採用した。

写真感光材料 (3192-70)

② 主として「センサス」を資料とした部門

部門内の全部又は大半の品目が、「生動」の指定調査品目でないもの及び生動の調査範囲が規模限定されているため、規模以下の事業所分の生産額が脱漏する次の部門である。

農薬 (3118-20)

塗料 (3130-00)

化粧品・はみがき (3192-20)

その他の最終化学製品 (3192-90)

ただし、3192900-116 触媒は「生動」を採用した。

4. 投入額推計

部門別の投入額推計に当たっては、第1段階として「センサス」から主要原材料使用額、燃料使用額、購入電力使用額、付加価値額、現金給与額、減価償却額、内国消費税額など、それぞれ大枠について把握し、第2段階として、生産技術的資料及び別途産業連関表作成のための特別調査によって得られた投入内訳比率、すなわち原単位を使用し各投入部門別に細分した推計を行い、最終段階で産出側と調整の上決定した。

なお、各投入部門別の細分推計の方法は、原則として次のとおりである。

(1) 原材料

主要原材料については、「生動」で品目別主要原材料の消費量を調査しているため、それぞれ生産者価格によって投入額推計を行い、ほぼそのまま決定した。

なお、「生動」で調査していない副資材的ものは関係業界資料を参考に細分推計した。

(2) 原料炭、亜炭、コークス、無煙炭、一般炭

産出側（資源エネルギー調査室）の総額を実際に消費する部門に配布した。なお、一般炭については生産額比率で配分した。

(3) 重油（A, B, C）

産出側（資源エネルギー調査室）から産出のあった総額を、昭和45年産業連関表の各部門別投入パターンにより配分した。

(4) 電力（事業用、自家発）

① 事業用電力は主として「センサス」の購入電力使用額によった。

② 自家発電は、公益事業局より配分された産業別使用電力量（自家発自家消費）によった。

(5) 間接費

主として、「鉱工業投入調査」、「法人企業間接費調査集計結果報告」により各部門に投入したが、最終的には産出側（大蔵省、文部省、経済企画庁、郵政省、厚生省）の総額を各部門別に配分した。

① 下水道

経済企画庁から各部門別に産出のあった数値をそのまま採用した。

② 公的金融、民間金融（帰属利子、手数料）

大蔵省から産出のあった総額（化学繊維、医療品を除く）を、生産額比率により各部門に配分した。

③ 自家研究、他の教育機関（産業）、自家教育

文部省から産出のあった総額を下記により配分した。

(i) 自家研究

法人企業間接費調査結果比率により部門別に投入したが、その後産出側からの総額を部門別に再配分した。

(ii) 自家研究以外は、産出側からの総額を生産額比率により各部門に配分した。

④ 郵便、電信電話（国内・国際）

法人企業間接費調査集計結果比率により部門別に投入し、産出側（郵政省）と調整した。

⑤ 廃棄物処理（公営、産業）

厚生省で各部門別に産出された数値をそのまま採用した。

⑥ 自家用自動車輸送（旅客、貨物）、国内航空旅客

運輸省で産出した総額を生産額比率によって各部門に配分した。

(6) 粗付加価値

- ① 旅費，交際費，福利厚生費
法人企業間接費調査集計結果比率により部門別に投入し，経済企画庁と調整した。
- ② 雇用者所得
主として「センサス」の現金給与総額及び「鉱工業投入調査」を基礎に各部門別に投入し，労働省から提示の「部門別雇用者数及び現金給与総額」を勘案し調整した。
- ③ 資本減耗引当
「センサス」の減価償却額によって各部門別に投入し，経済企画庁の各部門別産出額と調整した。
- ④ 間接税
「センサス」の内国消費税額を基礎資料として部門別に投入し，経済企画庁と調整した。
- ⑤ 営業余剰
主として「鉱工業投入調査」を基礎資料として投入し，経済企画庁と調整した。

5. 産出額推計

部門別産出額推計は投入額推計作業とほぼ並行して行われたが，概していえば，投入額推計は，「生動」，「センサス」，「鉱工業投入調査」，「法人企業間接費調査集計結果」，「化学工業原単位及び関係業界資料」など比較的安定した資料があるため，精度の良い推計ができた。しかし産出額推計については投入額推計ほど安定した産出比率を求め得る資料がなかった。したがって，各部門の産出額推計に当たっては，原則として①「生動」のうち「原材料統計」から業種別原材料品目別消費量を原材料品目別に業種別組替え生産者価格を乗じて求めた。②産出推計資料のない部門については，産出先部門の投入推計を用いたが，産出先部門の投入推計値の合計額が供給額を上回る場合は産出部門の投入推計の構成比率で供給額を再配分した。

また，在庫部門の産出額は次のように推計した。

(1) 生産者製品在庫増減額

下記①，②により算出した品目別生産者製品在庫増減額を部門別に組替え積上げ推計した。

- ① 「生動」で調査している品目は，次式によった。
製品在庫増減額 = (50年末製品在庫 - 49年末製品在庫量) × (50年出荷額 ÷ 50年出荷量)
- ② 「生動」で調査していない品目は，「センサス」の結果を用い次式によった。
製品在庫増減額 = 50年末製品在庫額 - 49年末製品在庫額

(2) 半製品，仕掛品在庫増減額

「センサス」の日本標準産業分類4桁別の半製品，仕掛品在庫増減額を次式により計算し，産業連関表用分類に組替えた。

$$\text{半製品・仕掛品在庫増減額} = 50\text{年末半製品・仕掛品在庫額} - 49\text{年末半製品・仕掛品在庫額}$$

(3) 流通在庫

商業統計調査の商品分類別流通在庫増減額を産業連関表用分類別(部門別)生産額比率により配分した。

〔マ ッ チ〕

1. 概念・定義及び範囲

マ ッ チ (3192-50)

日本標準産業分類の細分類3986「マッチ製造業」の生産活動とする。

2. 推計資料(共通資料)

番号	資料名	年次	出 所	備 考
1	雑貨統計年報	50年	通商産業省	生産額，投入額，産出額
2	工業統計表	"	"	生産額，投入額
3	商業統計表	"	"	
4	鉱工業投入調査結果表	"	"	投入額
5	産業連関表	45年	行政管理庁	参考
6	輸出・輸入及び関税統計	50年	大蔵省	産出額
7	日本貿易月表	"	"	"
8	運賃商業マージン率表	"	行政管理庁	投入額
9	法人企業間接費調査結果報告	"	経済企画庁	"
10	物価指数年報	"	日本銀行	生産額

3. 生産額推計

- (1) 「センサス」を利用し，次式によった。

$$\text{生産額} = \text{製造品出荷額} + \text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額} + \text{半製品・仕掛品在庫増減額}$$

4. 投入額推計

- (1) 当部門は資料不足のため主原材料の投入は，「センサス」を利用し，内生部門の大枠を設定した。
- (2) 間接費，付加価値関係については，V繊維部門の〔紡績〕の場合と同様である。

5. 産出額推計

具体的資料が得られないため，投入側からの要求に応じて産出し，残ったものを家計に向けた。

XII 窯業・土石製品部門

[窯業・土石製品(ガラス製品、陶磁器以外)]

1. 概念・定義及び範囲

耐火れんが (3310-10)

日本標準産業分類の小分類305「耐火物製造業」の生産活動とする。

その他の建設用土石製品 (3310-90)

日本標準産業分類の小分類303「建設用粘土製品製造業(陶磁器製を除く)」及び細分類3096「石こう製品製造業」の生産活動とする。

板ガラス (3320-10)

日本標準産業分類の細分類3011「板ガラス製造業」及び3012「板ガラス加工業」(鏡を除く)の生産活動とする。

セメント (3340-00)

日本標準産業分類の細分類3021「セメント製造業」の生産活動とする。

炭素製品 (3390-10)

日本標準産業分類の小分類306「炭素、黒鉛製品製造業」の生産活動とする。

研磨材 (3390-20)

日本標準産業分類の小分類307「研磨材、同製品製造業」の生産活動とする。

石綿製品 (3390-30)

日本標準産業分類3095「石綿製品製造業」の生産活動とする。

生コンクリート (3390-41)

日本標準産業分類の細分類3022「生コンクリート製造業」の生産活動とする。

その他のセメント製品 (3390-42)

日本標準産業分類の細分類3023「コンクリート製品製造業」及び3029「その他のセメント製品製造業」の生産活動とする。

その他の土石製品 (3390-90)

日本標準産業分類の細分類3082「人工骨材製造業」3083「石工品製造業」、3084「けいそう土・同製品製造業」、3085「鉱物・土石の粉碎等処理業」、3094「岩綿・鉱さい綿・同製品製造業」、3097「石灰製造業」、3099「他に分類されない窯業・土石製品製造業」の生産活動とする。

なお、碎石製造業の活動は1420-00「砂利、石材」部門に含まれる。

2. 推計資料(共通資料)

番号	資料名	年次	出所	備考
1	建材統計年報	50年	通商産業省	生産額、投入額、産出額
2	工業統計表	〃	〃	生産額、投入額
3	輸出・輸入及び関税統計	〃	大蔵省	産出額
4	鉱工業投入調査結果表	〃	通商産業省	投入額
5	工業統計表原材料編	〃	〃	〃
6	法人企業間接費調査結果表	〃	経済企画庁	〃
7	化学統計年報	〃	通商産業省	生産額、投入額、産出額
8	化学便覧	〃	日本化学会	産出額・投入額

3. 生産額推計

(1) 推計資料

各部門別の生産額推計に当たっては、主として「生動」及び「センサス」の結果を用いた。

(2) 推計方法

部門別生産額推計は、下記要領により品目別生産額を算出し、当該部門ごとに品目別生産額を積上げ、部門別生産額を推計した。

① 「生動」で調査している品目(ただし調査の範囲を限定しているものを除く)は、原則として生動の調査結果を用い、次式により推計した。

$$\text{生産額} = \text{生産数量} \times (\text{出荷金額} \div \text{出荷数量})$$

② 「生動」で調査していない品目及び「生動」の指定品目であるが調査の範囲を限定しているものは、「センサス」の結果を用い、次式により推計した。

$$\text{生産額} = 50\text{年製造品出荷額} + (50\text{年末製造品在庫額} - 49\text{年末製造品在庫額})$$

③ なお、部門別の半製品・仕掛品の増減額は「センサス」の結果を用い、次式により推計した。

$$\text{半製品・仕掛品の増減額} = 50\text{年末半製品・仕掛品額} - 49\text{年末半製品・仕掛品額}$$

(3) 部門別生産額推計

① 主として「生動」を資料とした部門

(i) 窯業統計年報

耐火れんが (3310-10)

その他の建設用土石製品 (3310-90)

ただし、3310900-101普通れんが、

3310900-301いぶしかわら, 3310900-302

うわ薬かわら塩焼かわら, 3310900-401 陶管 (土管を含む), 3310900-501 その他の建設用粘土は「センサス」を採用した。

板ガラス (安全ガラスを含む) (3320-10)

セメント (3340-00)

炭素製品 (3390-10)

ただし, 3390100-701 ビッチコークス [「センサス」273114] を採用した。

研磨材 (3390-20)

ただし, 3390200-101 研磨材 (天然, 人造) [「センサス」307111], 3390200-301 研磨布紙 [「センサス」307311], 3390200-401 その他の研磨材同製品 [「センサス」307919] を採用した。

(ii) 建材統計年報

石綿製品 (3390-30)

(iii) 生コンクリート統計年報

生コンクリート (3390-41)

需要先別出荷内訳数量×単価×20%により生産額を決定した。

② 主として「センサス」を資料とした部門

部門内の全部又は, 大半の品目が「生動」の指定調査品目でないもの及び「生動」の調査範囲が規模限定されているため規模以下の事業所分の生産額が脱漏する次の諸部門である。

その他のセメント製品 (3390-42)

ただし, 3390421-001 コンクリートパネルは「生動」を採用した。

その他の土石製品 (3390-90)

ただし, 3390900-101 生石灰, 3390900-102 消石灰, 3390900-103 軽質炭酸カルシウムは「生動」を採用した。

4. 投入額推計

部門別の投入額推計は, 第1段階として「センサス」から主要原材料使用額, 燃料使用額, 購入電力使用額, 付加価値額, 現金給与額, 減価償却額, 国内消費税額などそれぞれの大枠について把握し, 第2段階として生産技術的資料及び別途産業連関表作成のための特別調査によって得られた投入内訳比率, すなわち原単位を使用し各投入部門別に細分した推計を行い, 最終段階で産出側と調整した。

なお, 各投入部門別の細分推計は, 原則として次のとおりである。

(1) 原材料

主要原材料については「生動」で品目別主要原材料の消費量を調査しているため, 原則としてそれぞれ生産者価格によって投入額を推計した。

なお, 「生動」で調査していない副資材的なものは, 関係業界資料を参考に細分推計した。

(2) 原料炭, 亜炭, コークス, 無煙炭, 一般炭

産出側 (資源エネルギー調査室) の総額を実際に消費する部門に配分した。なお, 一般炭は生産額比率で配分した。

(3) 重油 (A, B, C)

産出側 (資源エネルギー調査室) から産出のあった総額を, 昭和45年産業連関表の各部門別投入パターンにより配分した。

(4) 電力 (事業用, 自家発)

① 事業用電力は主として「センサス」の購入電力使用額を採用した。

② 自家発電は, 公益事業部より配分された産業別使用電力量 (自家発自家消費) によった。

(5) 間接費

主として, 「鉱工業投入調査」, 「法人企業間接費調査集計結果報告」により各部門に投入したが, 最終的には産出側 (大蔵省, 文部省, 経済企画庁, 郵政省, 厚生省) の総額を部門別に配分した。

① 下水道

経済企画庁から部門別に算出された数値を採用した。

② 公的金融, 民間金融 (帰属利子, 手数料)

大蔵省から産出された総額 (化学繊維, 医薬品を除く) を, 生産額比率により各部門に配分した。

③ 自家研究, 他の教育機関 (産業), 自家教育

文部省で算出された総額を下記により配分した。

(i) 自家研究は法人企業間接費調査結果比率により部門別に投入したが, その後産出側からの総額を部門別に再配分した。

(ii) 自家研究以外は, 産出側からの総額を生産額比率により各部門に配分した。

④ 郵便, 電信電話 (国内・国際)

法人企業間接費調査集計結果比率により部門別に投入し, 産出側 (郵政省) と調整した。

⑤ 廃棄物処理 (公営, 産業)

厚生省で部門別に算出された数値を採用した。

⑥ 自家用自動車輸送 (旅客, 貨物), 国内航空旅客

運輸省で算出のあった総額を生産額比率によって各

部門に配分した。

(6) 粗付加価値

① 旅費、交際費、福利厚生費

法人企業間接費調査集計結果比率により部門別に投入し、経済企画庁と調整した。

② 雇用者所得

主として「センサス」の現金給与総額及び「鉱工業投入調査」を基礎に部門別に投入し、労働省から提示の「部門別雇用者数及び現金給与総額」を勘案し調整した。

③ 資本減耗引当

「センサス」の減価償却額によって部門別に投入し、経済企画庁の部門別産出額と調整した。

④ 間 接 税

「センサス」の内国消費税額を基礎資料として部門別に投入し、経済企画庁と調整した。

⑤ 営業余剰

主として「鉱工業投入調査」を基礎資料として投入した。

5. 産出額推計

(1) 部門別産出額推計

① 耐火れんが

耐火れんがは、ほとんど建設用であるが、一部工業窯炉と輸出に、残りを建設部門に計上した。

② 他の建設土石製品

主として自部門、軽量鉄骨系パネル、医療（国公立非営利、産業）部門に、残りを建設部門に計上した。

③ 板ガラス

板ガラスは、主として、自動車部門（19%）、自動車修理（17%）、建設部門（59%）に計上し、他の部門は投入側の数値によった。

④ セメント

セメントについて、生コンクリート及びその他のセメント製品部門は投入側の数値により計上し、残りを建設部門に計上した。

⑤ 炭素製品

炭素製品はほとんど工業用に生産されているため、各産業部門に計上した。産出方法は推計資料が極めて少ないため、昭和45年産業連関表の産出構成を参考に振り分けて試算値とし、投入側と調整した。

⑥ 石綿製品

石綿製品は、石綿製品の需要部門内訳（石綿製品協会資料）により、電気機械建設、造船、車両部門に計

上し、投入側と調整した。なお、石綿製品のうち、ブレーキライニング（自動車用）は生産額の金額を自動車部門に産出した。

⑦ 生コンクリート

生コンクリートは主として軽量鉄骨系パネル部門に残りを建設部門に計上した。

⑧ コンクリート・パネル

コンクリート・パネルは建設部門に計上した。

⑨ その他のセメント製品

その他のセメント製品は一部公務（中央、地方）部門に、残りを建設部門に計上した。

⑩ その他の土石製品

その他の土石製品は、推計資料が極めて少ないため昭和45年産業連関表の産出構成を参考に振り分けて試算値とし、投入側と調整した。

(2) 在庫部門への産出額推計

① 生産者製品在庫増減額

下記(i)、(ii)により算出した品目別生産者製品在庫増減額を部門別に組替え積上げ推計した。

(i) 「生動」で調査している品目については、次式によった。

$$\text{製品在庫増減額} = (\text{50年末製品在庫} - \text{49年末製品在庫量}) \times (\text{50年出荷額} \div \text{50年出荷量})$$

(ii) 「生動」で調査していない品目は、「センサス」の結果を用い次式によった。

$$\text{製品在庫増減額} = \text{50年末製品在庫額} - \text{49年末製品在庫額}$$

② 半製品・仕掛品在庫増減額

「センサス」の日本標準産業分類4桁別の半製品、仕掛品在庫増減額を次式により計算し、産業連関表用分類に組替えた。

$$\text{半製品・仕掛品在庫増減額} = \text{50年末半製品・仕掛品在庫額} - \text{49年半製品・仕掛品在庫額}$$

③ 流通在庫

商業統計調査の商品分類別流通在庫増減額を産業連関表用分類別（部門別）生産額比率により配分した。

〔ガラス製品及び陶磁器〕

1. 概念・定義及び範囲

ガラス製品 (3320-20)

日本標準産業分類の細分類3013「ガラス製加工素材製造業」、3014「ガラス容器製造業」、3015「理化学用・医療用ガラス器具製造業」、3016「卓

上用「ちゅう房用ガラス器具製造業」、3017「ガラス繊維・同製品製造業」、3019「その他のガラス・同製品製造業」及び3995「魔法びん製造業」（魔法びんケースを除く）の生産活動を範囲とする。

陶磁器 (3330-00)

日本標準産業分類の細分類304「陶磁器同関連製品製造業」の生産活動とする。

2. 推計資料 (共通資料)

番号	資料名	年次	出所	備考
1	雑貨統計年報	50年	通商産業省	生産額, 投入額, 産出額
2	工業統計表	〃	〃	生産額, 投入額
3	商業統計表	〃	〃	
4	鉱工業投入調査結果表	〃	〃	投入額
5	産業連関表	45年	行政管理庁	参考
6	輸出・輸入及び関税統計	50年	大蔵省	産出額
7	日本貿易月表	〃	〃	〃
8	運賃商業マージン率表	〃	行政管理庁	投入額
9	法人企業間接費調査結果報告	〃	経済企画庁	〃
10	物価指数年報	〃	日本銀行	生産額

3. 生産額推計

(1) 「センサス」を利用したものは、次式によった。

$$\text{生産額} = \text{製造品出荷額} + \text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額} + \text{半製品仕掛品在庫増減額}$$

(2) 「商業統計表」を利用したものは、製造小売の販売額を生産額とした。

4. 投入額推計

(1) 各部門別の投入額推計に当たっては「センサス」から主要原材料使用額、燃料使用額、購入電力使用額、委託生産額、付加価値額、現金給与総額、減価償却額などそれぞれの大枠について把握し、最終段階で産出側と調整した。

(2) 間接費、付加価値関係については、V繊維部門の〔紡績〕の場合と同様である。

5. 産出額推計

(1) ガラス製品は品名によりその需要先が判断されるので品目の生産額、在庫増減と輸出入増減を国内需要としてその使用先に大枠として配分したのち、投入側の資料等によ

って調整した。

(2) 陶磁器については具体的な資料が得られないこともあって「センサス」のそれぞれの品目を建築用、工業用、日用品に配分した。

XII 鉄鋼部門

1. 概念・定義及び範囲

銑鉄 (3411-00)

高炉銑及び高炉によらない銑鉄（電炉銑、木炭高炉銑、小形高炉銑、再生炉銑）の生産活動とし、原鉄、純鉄、ベースメタルを含める。生産工程中に発生する高炉ガス、高炉ガス灰、水滓、銑滓パラスト、銑滓、珪滓石灰は副産物扱いとし、石炭乾溜製品、窯業原料銑物、砂利石材、その他の化学肥料部門を競合部門とする。

注意点

鉄粉製造業の活動は3418-90「その他の鉄鋼製品」部門に含まれる。

フェロアロイ (3413-00)

日本標準産業分類の細分類3123「フェロアロイ製造業」の生産活動とする。

粗鋼 (3414-00)

平炉、転炉、電炉により鋼塊製造業の生産活動とする。

熱間圧延鋼材 (3415-00)

鋼半製品、軌条、形鋼、棒鋼、線材、鋼板、管材、鋼帯、外輪、工具鋼、構造用鋼、特殊用途鋼の生産活動とする。

鋼管 (3416-00)

熱間鋼管、冷けん鋼管、めっき鋼管の生産活動とする。

冷間仕上及びめっき鋼材 (3417-00)

冷間ロール成型形鋼、みがき帯鋼、冷延鋼板、冷延広巾帯鋼、冷延電気鋼帯、みがき棒鋼、鉄線、硬鋼線、溶接棒芯線、PC鋼線、ピアノ線、ステンレス鋼線、その他の特殊鋼線の生産活動とする。

鍛鋼 (3418-10)

日本標準産業分類の細分類3161「鍛鋼製造業」の生産活動とする。

鋳鋼 (3418-20)

日本標準産業分類の細分類3163「鋳鋼製造業」の生産活動とする。

鋳鉄管 (3418-30)

日本標準産業分類の細分類3172「鋳鉄管製造業」の生産活動とする。

その他の鉄鋼製品 (3418-90)

日本標準産業分類の小分類319「その他の鉄鋼業(鉄粉製造業, シャースリット業, 他に分類されない鉄鉱業)」の生産活動とする。

品目の定義範囲は「生動」の品目分類を採用しており、「鉄鋼統計年報」に掲載されているものを採用している。

副産物(鉄滓, 鉄滓バラスト, 高炉ガス灰, けい酸石炭, 電炉ガス, 高炉ガス)は、「製鉄業参考資料」の品目分類を参考にした。なお, 生産工程で発生した鉄くずは「鉄鋼統計年報の原材料統計」よりそれぞれ発生源別に区別し, 各部門に発生させたが生産額には含まれていない。

2. 推計資料

昭和50年表作成に当たり推計資料として使用した主なものは下記の通りである。

資料名	年次	出所
鉄鋼統計年報	昭和50年	通商産業省
鉄鋼用途別受注統計	昭和50年1~12月	鉄鋼連盟
製鉄参考資料	昭和50年	同上
鉄鋼情報	昭和50年1~12月	全国鉄鋼問屋組合
日刊金属特報	"	産業新聞社
工業統計表	昭和50年	通商産業省

3. 生産額推計

生産額の設定は「その他の鉄鋼製品部門」は「センサス」によったが, そのほかの各部門は品目別生産数量に年間平均生産者価格を乗じて算出した。

生産数量は「生動」指定品目の生産数量をそのまま採用している。副産物は業界資料による発生数量を採用し, 鉄くずの発生数量は鉄鋼部門内のものは「鉄鋼統計年報」より, それ以外のものは各投入側の推計業界等への問い合わせにより, 全国消費量と調整バランスさせた数量である。

生産者価格は「生動」では調査していないので, 次の方法(資料及び照会)により決定した。

鉄	鉄	関係団体に照会
フェロアロイ		"
粗	鋼	"
熱間圧延鋼材		メーカーに照会
鋼	管	"
冷間仕上鋼材, めっき鋼材		メーカーに照会
鍛	鋼	関係団体に照会
鋳	鋼	"

鋳鉄管 関係団体及びメーカーに照会
鉄屑 関係団体に照会

4. 投入額推計

(1) 昭和45年に引続き承認統計により「鉄工業投入調査」を実施したが, 結果としてはフェロアロイ関係以外は資料として十分利用できなかった。すなわち同調査の目的とした銑鉄以下産業連関表用の品目分類による調査を企画したものであるが, 一貫体制メーカー(銑鉄から最終鋼材まで生産しているメーカー)の占める生産額のウェイトが非常に高く, これらメーカーの実状が付加価値部門を産業連関表用の品目区別に分けることが困難であったこと, また経理上の定義や項目がメーカーで異なっており, 投入調査項目に適合できなかったことなどが挙げられる。

したがって, 付加価値部門は推計をやや機械的に処理せざるを得なかった。

(2) 原材料・間接経費及び付加価値部門

主要原材料である鉄鉱石, 燃料類は, その大部分が「鉄鋼統計年報」により把握されているので, この消費実績によって投入を行った。電力は産出側より算出された数値を「鉄鋼統計年報」による電力消費実績の各部門構成比によって投入している。

重油類についても産出側より鉄鋼業へ大枠として配分されたものを, 「鉄鋼統計年報」による消費実績により算出し, 産出側と調整を行った。間接経費を産業連関表用分類に区別することは最も困難な問題である。大部分のメーカーが鉄鋼業として一括計上されており, 銑鉄, 粗鋼部門の間接経費や利潤等が最終鋼材段階にかぶせているのが実態である。

しかし産業連関表の理念としてのアクティビティベースによる各品目段階毎にもどさなければならないが, この作業がはかばかしくなく, 結局は経済企画庁の間接費調査等により鉄鋼業として産出された数値を適当な基準によって各部門に配分した。

雇用者所得は, 産出側で推計したものを「鉄鋼統計年報」の部門別従業者数及び給与支払総額によって配分した。

(3) 鉄屑

鉄屑の供給源についての資料は皆無であり, またこれを産業連関表用分類にまとめることは非常に困難な作業である。昭和50年表作成に当たりこれらの作業方法について述べると, まず鉄屑の全消費量を「鉄鋼統計年報原材料」により算出し, これをコントロールトータル(CT)

と考え、これに合致する発生量を各産業から発生させることとした。なお鉄鋼部門の発生再投入部分も含むものとした。鉄屑の鉄鋼部門の投入は、「鉄鋼統計年報」によってその大部分が把握されており問題はなかった。

次に鉄屑の発生は「鉄鋼統計年報」の鉄鋼部門によって算出している。ただ鉄鋼部門毎に発生区分が必要なものについて、「生動」の数値からの歩留りによって区分算出した旧設備の破壊等による鉄屑の発生は資本形成からの発生として取扱っている。しかし資本形成で発生させた鉄屑のうち大部分を占めるのは回収屑で老朽機械設備、構造物等の廃棄分である。量的には直接推計することは不可能であるが、消費統計の回収数量から内生部門における生産工程中の発生屑分の計を差引いたバランス差として推計した。評価額は関係団体の実情を聴取の上等級別需要家への納入価格を単純平均し、その平均価格により推計し、その他の各産業部門での発生額については鋼材の投入額から見て、それぞれの産業において歩留り、ロス発生率などによって推計算出した。

5. 産出額推計

(1) 鉄鋼業の投入面に対する統計資料は相当に豊富であり、その精度も高い。しかし産出面は統計資料が乏しく、特に各資料間の定義範囲の相異、精度の問題もあって産出額の推計はかなり困難であった。

鉄鉄、フェロアロイ、粗鋼は投入側の消費統計が完備し、また需要部門も限定されており比較的問題はなかったが、熱間圧延鋼材以下の諸部門は産業部門別の大枠を決定する資料として、調整段階において産出側の補助資料として利用した。

現在鉄鋼に関する産出額推計資料として利用できる資料について述べると次の通りである。

① 普通鋼鋼材需給統計調査

承認統計として毎月調査しており、普通鋼鋼材生産業者及び主要販売業者を対象として産業部門別払出状況を調査している。

本調査は全鋼材取引量の約70%をカバーしており信頼度は最大のものと考えられるが、払出先が「日本標準産業分類」の主要業種になっているので産業連関表における考え方であるアクティビティベースの消費との間には相当の開きがあると思われる。

日本標準産業分類と用途分類との相異点は兼業関係だけであるが、例えば鋼材の場合、建設補修用の鋼材が実際に建設補修を行い建設業者だけでなく建設補修工事発注者たる各産業部門によって購入されている場

合もあり、標準産業分類による場合は直接各産業に配分されることになっているので両者の開きは大きくなる可能性がある。

② 鉄鋼用途別受注統計

「普通鋼鋼材需給調査」における上記の様な欠陥を除去するための業界の自主統計として、日本鉄鋼連盟及び鋼材倶楽部が事務局となり鉄鋼用途別受注統計委員会が、主要メーカーを対象として用途別に受注量を調査しているものである。しかし品種により著しくカバレッジが異なる（小棒等中小企業で作られているもの）こと、また熱間鋼材、冷間仕上鋼材の区別がなく最終鋼材ベース等である。しかしアクティビティベースであることなど、産業連関表作成のための資料としては前記の欠陥を補っている。

昭和50年表の作成には両資料を利用して産出額の推計を行ったのであるが、投入側において消費実績調査のあるものは投入側の数値が採用されている。

(2) 部門別産出額の推計

鉄鉄、フェロアロイ、粗鋼は需要部門がほぼ鉄鋼に限られており投入側からの消費実績調査資料もあるので特に問題はなかった。

鉄鉄で鉄鋼以外（「その他の建設用金属製品」、鉄管継手、ガス器具のバーナー類、放熱器、風呂釜等）（「家庭用金属製品」日用品鉄鉄鋳物、日用品可鍛鉄鋳物等）の小口需要部門に留意した。

普通鋼熱間圧延鋼材、普通鋼鋼管は、前述の「鉄鋼用途別受注統計」から産業別の大枠を鋼種別に算出しながら調整した。

軌条、鋼矢板、電気鋼板等需要先が比較的是っきりしているものは、問題ないが、販売業者向けの多い鋼種は、これらの鋼種の小口販売の仕向け先の実態等を考慮するなど（厚板の販売業者向けの数量から鋼船向けに再配分するなど）、需給バランス差を機械的一律再配分することをさせた。

普通鋼冷間仕上鋼材、めっき鋼材は、「普通鋼鋼材需給統計調査」で行われている品目については前述と同様に推計をし、需給調査で行われていないもの（鉄線、針金等線類）については、業界への問合わせなどにより推計した。

鍛鋼及び鋳鋼は主として機械部品としては注文生産される。推計に利用した資料は鍛鋼及び鋳鋼需要部門別生産内訳調査であるが、同調査は鍛鋼、鋳鋼を利用して生産される完成機械の需要産業区分となっており、産業連

関表における部門分類と必ずしも一致しないので、適当な調整を施してこれを合致せしめる様努力したが、調整の結果原則的に投入側の数値を採用した。

鋳鉄管はその全量が土木建設用資材であるので、土木建設及び補修部門に一括して産出し部門内の配分は投入側において推計した。

XIV 金属製品部門

金属製品は軽量鉄骨系パネル、その他の鉄鋼物、金属製ドア・シャッター、その他の建設用金属製品、家庭用金属製品、道具類及びその他の金属製品に分かれるが、このうちその他の鉄構物と道具類は XV 機械部門で述べている。

〔軽量鉄骨系パネル〕

1. 概念・定義及び範囲

軽量鉄骨系パネル (3501-11)

日本標準産業分類の細分類3342「建築用金属製品製造業(建築用金物を除く)」のうち軽量鉄骨系パネルの生産活動とする。

2. 推計資料(共通資料)

番号	資料名	年次	出所	備考
1	工業統計表	50年	通商産業省	生産額, 投入額
2	プラスチック製品統計年報	"	"	投入額
3	輸出・輸入及び関税統計	"	大蔵省	産出額
4	鋳工業投入調査結果表	"	通商産業省	投入額
5	法人企業間接費調査結果報告	"	経済企画庁	"
6	化学工業統計年報	"	通商産業省	"
7	塩ビフィルム用途別出荷内訳	"	日本ビニル工業会	産出額
8	塩ビレザー	"	"	"
9	塩化ビニル板	"	硬質塩化ビニル板協会	"

3. 生産額推計

(1) 推計資料

部門の生産額推計は、主として「生動」及び「センサス」の結果を用いた。

(2) 推計方法

部門別生産額推計は、下記要領により品目別生産額を算出し、当該部門ごとに品目別生産額を積上げ部門別生産額を推計した。

① 「生動」で調査している品目(ただし調査の範囲を限定しているものを除く)は、原則として「生動」の調査結果を用い、次式により推計した。

$$\text{生産額} = \text{生産数量} \times (\text{出荷金額} \div \text{出荷数量})$$

② なお、部門別の半製品・仕掛品の増減額は「センサス」の結果を用いて次により推計した。

$$\text{半製品・仕掛品の増減額} = 50\text{年末半製品・仕掛品額} - 49\text{年末半製品・仕掛品額}$$

4. 投入額推計

部門別の投入額推計は、第1段階として「センサス」から主要原材料使用額、燃料使用額、購入電力使用額、付加価値額、現金給与額、減価償却額、国内消費税額など、それぞれの大枠について把握し、第2段階として生産技術的資料及び別途産業連関表作成のための特別調査によって得られた投入内訳比率、すなわち原単位を使用し各投入部門別に細分した推計を行い、最終段階で産出側と調整した。

なお、各投入部門別の細分推計の方法は原則として次のとおりである。

(1) 原材料

主要原材料は「生動」で品目別主要原材料の消費量を調査しているため、それだけ生産者価格によって投入額推計を行い、ほぼそのまま決定した。

なお、「生動」で調査していない副資材的なものは関係業界資料を参考に細分推計した。

(2) 原料炭、亜炭、コークス、無煙炭、一般炭

産出側(資源エネルギー調査室)の総額を実際に消費する部門に配分した。なお、一般炭については生産額比率で配分した。

(3) 重油(A, B, C)

産出側(資源エネルギー調査室)から算出された総額を、昭和45年産業連関表の各部門別投入パターンにより配分した。

(4) 電力(事業用, 自家発)

① 事業用電力は主として「センサス」の購入電力使用額を採用した。

② 自家発電は、資源エネルギー庁より配分された産業別使用電力量(自家発自家消費)により投入した。

(5) 間接費

主として、「鋳工業投入調査」、「法人企業間接費調査集計結果報告」により各部門に投入したが、最終的には産出側(大蔵省, 文部省, 経済企画庁, 郵政省, 厚生省)の総額を部門別に配分した。

① 下水道

経済企画庁で部門別に算出された数値をそのまま採用した。

② 公的金融，民間金融（帰属利子，手数料）

大蔵省で算出のされた総額（化学繊維，医薬品を除く）を，生産額比率により各部門に配分した。

③ 自家研究，他の教育機関（産業），自家教育

文部省で算出された総額を下記により配分した。

(i) 自家研究は法人企業間接費調査結果比率により部門別に投入したが，その後産出側からの総額を部門別に再配分した。

(ii) 自家研究以外は産出側からの総額を生産額比率により各部門に配分した。

④ 郵便，電信電話（国内，国際）

法人企業間接費調査集計結果比率により部門別に投入し，産出側（郵政省）と調整した。

⑤ 廃棄物処理（公営，産業）

厚生省で部門別に算出された数値をそのまま採用した。

⑥ 家用自動車輸送（旅客，貨物），国内航空旅客

運輸省で算出された総額を生産額比率によって各部門に配分した。

(6) 粗付加価値

① 旅費，交際費，福利厚生費

法人企業間接費調査集計結果比率により部門別に投入し，経済企画庁と調整した。

② 雇用者所得

主として「センサス」の現金給与総額及び「鉱工業投入調査」を基礎に部門別に投入し，労働省提示の「部門別雇用者数及び現金給与総額」とを勘案し調整した。

③ 資本減耗引当

「センサス」の減価償却額によって部門別に投入し，経済企画庁の部門別産出額と調整した。

④ 間接税

「センサス」の内国消費税額を基礎資料として部門別に投入し，経済企画庁と調整した。

⑤ 営業余剰

主として「鉱工業投入調査」を基礎資料として投入し，経済企画庁と調整した。

5. 産出額推計

軽量鉄骨系パネルは主として建築材なので，輸出，在庫増を除いた大枠の数値を建設部門に計上した。なお，建設

の各部門への配分は投入側で行った。

〔金属性ドア・シャッター，その他の建設用金属製品及びその他の金属製品〕

1. 概念・定義及び範囲

金属製ドア・シャッター（3501-21）

日本標準産業分類の細分類3342「建築用金属製品製造業（建築用金物を除く）」のうち金属製ドア，サッシ，シャッターの生産活動とする。

その他の建設用金属製品（3501-29）

日本標準産業分類の細分類3329「その他の金物類製造業」，小分類333「暖房装置・配管工事用付属品製造業」の全部，細分類3342「建築用金属製品製造業（建築用金物を除く）」のうち，金属製ドア，サッシ，シャッター製造を除いたもの，3343「製かん板金業」のうち，高圧容器，ドラムかん，タンク製造を除いたもの，3361「くぎ製造業」，3399「他に分類されない金属製品製造業」及び3371「ボルト・ナット・リベット・小ねじ等製造業」のうち，小ねじ，木ねじ等製造を除いたものの生産活動とする。主な製品には，鏡かき，建築用金物，架線用金物，鉄管継手，フランジ，金属製衛生器具，ガスコンロ，ガスレンジ，ガス湯沸器，ガス炊飯器，ガストーブ，ガス風呂用バーナー，石油ストーブ，暖房用器具，メタルラス，ふろ釜，板金製タンク，くぎ，ボルトナット，鋼索などがある。

その他の金属製品（3502-90）

日本標準産業分類の細分類3091「ほうろう鉄器製造業」，3311「ブリキかん・その他のめっき板等製品製造業」，3351「打抜・プレス加工アルミニウム・同合金製品製造業」（台所・食卓用品を除く），3352「打抜・プレス加工金属製品製造業」，3353「粉末冶金製造業」，3356「金属彫刻業」，3358「金属熱処理業」，3359「その他の金属表面処理業」，3399「他に分類されない金属製品製造業」のうち，フレキシブルチューブ製造，金属押出チューブ製造及び打はく製造業，3343「製かん板金製造業」のうち，高圧容器，ドラムかん，その他の製かん製造業，3371「ボルトナット・リベット，小ねじ，木ねじ等製造業」のうち，小ねじ，木ねじ，金属彫刻業，3369「他に分類されない金属線製品製造業」及び3395「魔法びん製造業」のうち魔法びんケースの活動とし，造幣局の行う貨幣の生産活動を範囲に含む。

主な製品には，ほうろう鉄器，ブリキかん，その他のメッキ板製品，高圧ポンプ，ドラムかん，打抜プレス加

工金属製品、粉末冶金製品、金属熱処理品、小ねじ、木ねじ、フレキシブルチューブ、金属製押出チューブ、打はく、金属製ネームプレート、金属彫刻品、溶接棒、魔法びんケース、バケツ、貨幣などがある。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	鉄鋼統計年報	50年	通商産業省	投入額、産出額
2	工業統計表	"	"	"
3	輸出・輸入及び関税統計	"	大蔵省	産出額
4	鋁工業投入調査結果表	"	中小企業庁	投入額
5	法人企業間接費調査結果表	"	経済企画庁	"

3. 生産額推計

「センサス」を利用して、次式により算出した。

生産額 = 製造品出荷額 + 製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額 + 半製品仕掛品年末在庫額 - 半製品仕掛品年初在庫額

4. 投入額推計

- (1) 「工業統計表組替集計結果」より、原材料使用額を採り内生部門の大枠とした。
- (2) 電力消費額は、「工業統計表組替集計結果」より購入電力使用額を採り、資源エネルギー庁推計の電力産出額と調整した。
- (3) 間接経費は経済企画庁等の産出側からの大枠推計額を、下記により各部門に投入額として配分した。

- ① 勤労所得の比率で配分した項目……宿泊・日当、交際費、福利厚生費、通信費
- ② 生産額比率で配分した項目……広告費、データ処理サービス業への支払等

5. 産出額推計

投入側の推計値を調整した。

〔家庭用金属製品〕

1. 概念・定義及び範囲

家庭用金属製品 (3502-10)

日本標準産業分類の細分類3171「鉄鉄鋳物製造業」のうち日用品用鉄鉄鋳物製造業、3241「非鉄金属鋳物製造業」のうちアルミニウム・同合金鋳物製造業（ダイカストを除く）及び銅・同合金鋳物製造業（ダイカストを除く）、3321「洋食器製造業」、3323「利器・手道具製造業（やすり、のこぎり、食卓用刃物

を除く）」のうち理髪用刃物、ほうり丁、ナイフ類、はさみ製造業、3954「針・ピン・ホック・スナップ・同関連品製造業」、3351「打抜・プレス加工・アルミニウム・同合金製品製造業（台所、食卓用品）」の生産活動とする。

なお、従来、バケツ製造業の活動が含まれていたが、昭和50年産業連関表より3502-90「その他の金属製品」に格付した。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	雑貨統計年報	50年	通商産業省	生産額、投入額、産出額
2	工業統計表	"	"	生産額、投入額
3	商業統計表	"	"	
4	鋁工業投入調査結果表	"	"	投入額
5	産業連関表	45年	行政管理庁	参考
6	輸出・輸入及び関税統計	50年	大蔵省	産出額
7	日本貿易月表	"	"	"
8	運賃商業マージン率表	"	行政管理庁	投入額
9	法人企業間接費調査結果報告	"	経済企画庁	"
10	物価指数年報	"	日本銀行	生産額

3. 生産額推計

- (1) 「センサス」を利用したものは次式によった。

生産額 = 製造品出荷額 + 製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額 + 半製品仕掛品在庫増減額

4. 投入額推計

- (1) 当部門は資料不足のため、主原料の投入は「センサス」を利用し内生部門の大枠を設定した。

投入の主原材料である金属関係は、機械統計調査室、資源エネルギー調査室、及び鉄鋼統計調査室との調整結果により家庭用金属製品に使用する原料分を配分した。

- (2) 石油製品

「生動」で消費量が調査されている部門は、その資料をもとに投入額を推計したが、他の部門は産出側と調整した。

- (3) 電力

① 事業用電力は、「センサス」の購入電力使用額を採り、産出側と調整した。

② 自家発電は、資源エネルギー庁より配分された、産

業別使用電力量（自家発，自家消費）によった。

(4) 間 接 費

各産出側（大蔵省，文部省，郵政省，厚生省，経済企画庁）からの配分額を調整した。

① 下 水

経済企画庁で算出された投入額を採用した。

② 金融（公的，民間，帰属利子，手数料）

今回公金と民金に分かれたので，産出側からの総額を公金1に対し民金7の比率で各生産額比率で投入調整した。

③ 自家研究，自家教育

文部省で算出された総額を生産額比率によって配分した。

④ 郵便，電信，電話（国内，国際）

郵政省と調整した。

⑤ 廃棄物処理

厚生省で算出された数値を採用した。

⑥ 自家用自動車，輸送（旅客，貨物），国内航空旅客

運輸省で算出された数値を採用した。

(5) 粗付加価値部門

① 雇用者所得賃金

主として「センサス」の現金給与総額を投入したが，労働省との差が大きく調整を繰り返し，最終的には労働省の推計額にした。

② 資本減耗引当

経済企画庁の算出額と調整した。

XV 機 械 部 門

1. 概念・定義及び範囲

弾 薬 類 （3192-62）

日本標準産業分類の細分類383「銃弾製造業」，384「砲弾製造業（装てん組立業を除く）」，385「銃砲弾以外の弾薬製造業（装てん組立業を除く）」，386「弾薬装てん組立業（銃弾製造を除く）」の活動とする。

機械用鋳鍛造品（鉄）（3418-40）

日本標準産業分類の細分類3171「鉄鉄鋳物製造業（日用品鉄鉄鋳物，鋳鉄管，可鍛鋳鉄を除く）」，3173「可鍛鋳鉄製造業」，3162「鍛工品製造業」の活動範囲とする。

なお，日用品鉄鉄鋳物製造業の活動は3502-10「家庭用金属製品」部門に含まれる。

機械用鋳鍛造品（非鉄）（3429-10）

日本標準産業分類の細分類324「非鉄金属鋳物製造業」の活動とし，鋳鍛造品及び機械用以外の非鉄金属鋳物は除かれる。

なお，銅，銅合金鋳物（機械用を除く）の活動は3502-10「家庭用金属製品」に含まれる。

その他の鉄構物（3501-19）

日本標準産業分類の細分類3341「建設用金属製品製造業」の活動とする。主な製品には鉄骨，橋りょう，鉄塔，水門，貯蔵槽などがある。

道 具 類 （3502-20）

日本標準産業分類の細分類3322「機械刃物製造業」，3323「利器工匠具・手道具製造業（工匠具，つるはし，ハンマー，ショベル，スコップ，がん切，つめ切，石工用手道具，こて，とび口）」，3324「作業用具製造業（刃物，工匠具，やすり，農器具，のこぎり，手道具を除く）」，3325「やすり製造業」，3326「手引のこぎり，のこ刃製造業」，3327「農器具製造業（農業用機械を除く）」の活動とする。農業用機械の活動は3603-10「農業機械」部門に含まれる。

原動機・ボイラ（3601-10）

日本標準産業分類の細分類341「ボイラ・原動機製造業」，361「自動車・同附属品製造業（自動車用ガソリン・ディーゼル機関，自動二輪車，モータースクータ用内燃機関）」，細分類3645「船用機関製造業」の生産活動を範囲とする。

工作機械（3602-10）

日本標準産業分類の細分類3441「金属工作機械製造業」及び3443「金属工作機械用・金属加工機械用部分品・付属品製造業（機械工具・金型を除く）」のうち金属工作機械用部分品・付属品製造業の生産活動を範囲とする。

当該品目は施盤，ボール盤，中ぐり盤，フライス盤，平削盤，ブローチ盤，研削盤，歯切及び歯車仕上機械，形削盤，堅削盤，ホーニング及びラップ盤，金切のこ盤などである。

金属加工機械（3602-20）

日本標準産業分類の細分類3442「金属加工機械製造業（金属工作機械を除く）」及び3443「金属工作機械用・金属加工機械用部分品・付属品製造業（機械工具・金型を除く）」のうち金属加工機械用部分品・付属品製造業の生産活動を範囲とする。

該当品目は，圧延機械，繰引機，製管機，ベンディングマシン，液圧プレス，機械プレス，せん断機，鍛造機，

ワイヤフォーミングマシン，入力プレス，ガス溶接器などである。

農業機械（3603-10）

日本標準産業分類の細分類342「農業用機械製造業（農器具を除く）」の範囲とし，主として耕うん，整地，栽培，管理，収穫，調整用，その他の農業用に使用される機械（トラクタを除く）の生産活動とし，農業用手道具を製造する活動は含まれない。

該当品目は，動力耕うん機，歩行用トラクタ，噴霧機，散粉機，脱穀機，農業用乾燥機，飼料用機器などである。

なお，農業用手道具は「道具類」に，農業用トラクタは「鉱山・土木建設機械」に分類される。

鉱山・土木建設機械（3603-20）

日本標準産業分類の細分類343「建設機械・鉱山機械製造業（建設用・農業用・運搬用トラクタを含む）」の生産活動を範囲とする。

該当品目は，しゅんせつ，発掘，道路及び航空港建設並びに油井及び井戸の掘削などの土木建設及び鉱山業に使用される重機械器具並びに鉱山及び一般産業に使用される破砕機・ま砕機及び選別機及びトラクタなどである。当部門のトラクタには建設用トラクタのほか運搬用トラクタ及び農業用トラクタも含まれる。

なお，従来，破砕，ま砕及び選別機は列，行部門として独立していたが，昭和50年産業連関表から当該部門に含めることとした。

化学機械（3603-30）

日本標準産業分類の細分類3478「化学機械・同装置製造業」の生産活動を範囲とする。

該当品目は分離機器，熱交換器，混合機，反応用機器，蒸発機器，電解そう，乾燥機器，焼成機などである。

繊維機械（3603-40）

日本標準産業分類の細分類345「繊維機械製造業」の生産活動とする。主な製品は，紡績機械，織機・編組機械などである。

なお，昭和45年産業連関表では毛糸手編機械は当部門に含まれていたが，50年表より「ミシン」部門と統合することとする。

食料品加工機械（3603-51）

日本標準産業分類の細分類3461「食料品加工機械製造業」及び3497「包装及び荷造機械」のうちびん詰機械及びかん詰機械の生産活動を範囲とする。

該当品目は，穀物処理機械・同装置，製パン・製菓機械・同装置，醸造用機械，牛乳加工・乳製品製造機械・

同装置，肉製品・水産製品製造機械，びん詰機械などである。

製材木工機械（3603-52）

日本標準産業分類の細分類3462「木工機械製造業」の範囲とし，主として製材所，製板所，箱及び家具製造業者の用いる機械，木型製造業者，合板製造業者，繊維板製造業者の用いる木工機械，家庭用・商業用の木工機械及び運搬が容易な電動式木工機械の生産活動とする。

パルプ装置・製紙機械（3603-53）

日本標準産業分類の細分類3463「パルプ装置・製紙機械製造業」の範囲とし，主としてパルプ紙及び板紙製造に用いる機械の生産活動とする。

該当品目は，パルプ製造機械，長網式抄紙機械，丸網式抄紙機械などである。

印刷・製本・紙加工機械（3603-54）

日本標準産業分類の細分類3464「印刷・製本・紙工機械製造業」の範囲とし，主として印刷所，製本所，紙工品製造事業所などで用いる機械の生産活動とする。

該当品目は印刷機械，製本機械，紙工機械，活字鋳造機，製版機械などである。

特殊産業機械（3603-57）

日本標準産業分類の細分類3465「鑄造装置製造業」，3466「プラスチック加工機械・同付属装置製造業」及び3469「その他の特殊産業機械製造業」の生産活動を範囲とする。

該当品目は，鑄造装置，鑄型・鑄型定盤，射出成形機，押出成形機，圧縮成形機，ゴム工業用機械器具，ガラス工業特殊機械，タバコ製造機械・同装置などである。

ポンプ及び圧縮機（3604-11）

日本標準産業分類の細分類3471「ポンプ・同装置製造業」，3472「空気圧縮機，ガス圧縮機，送風機製造業」及び3477「油圧・空圧機器製造業」の生産活動とする。

該当品目は，単段式うず巻ポンプ，斜流ポンプ，耐しゃく性ポンプ，家庭用井戸ポンプ，手動ポンプ，油圧ポンプ，油圧モーター，油圧シリンダー，往復圧縮機，回転圧縮機，遠心圧縮機，軸流圧縮機，遠心送風機，軸流送風機，真空ポンプなどである。

運搬機械（3604-12）

日本標準産業分類の細分類3473「エレベータ・エスカレータ製造業」及び3474「荷役運搬設備製造業」の範囲とし，主として旅客又は貨物用エレベータ・エスカレータ及び工場，倉庫，鉱山その他産業用のコンベヤ，

荷役運搬設備などを生産する活動とする。

該当品目はエレベータ、エスカレータ、クレーン、巻上機、コンベア、索道などである。

冷凍機・温湿調整装置 (3604-14)

日本標準産業分類の細分類3484「冷凍機・温湿調整装置製造業」の範囲とし、主として工業用及び商業用冷凍機・冷蔵装置、製氷機、冷凍陳列箱及び温湿調整装置(ウインドタイプエアコンディショナを除く)の生産活動とする。

サービス用機器 (3604-15)

日本標準産業分類の細分類3489「その他の事務用・サービス用・民生用機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

該当品目は営業用洗濯機、ドライクリーニング機、プレス機、自動販売機、娯楽機械などである。

なお、従来の「娯楽用機械・その他」部門は昭和50年産業連関表より当部門と3603-57「特殊産業機械」部門とに分割し、前者の行部門をサービス用機械、自動販売機、娯楽用機器とし、後者の行部門を、鋳造装置、プラスチック加工機械、その他の特殊産業機械とした。

産業用運搬車両 (3604-16)

日本標準産業分類の細分類3691「産業用運搬車両・同部分品・付属品製造業」の活動のうち、構内運搬車、フォークリフト、ショベルトラック、産業用トレーラーの生産活動を範囲とする。

なお、部門名を「産業車両」から「産業用運搬車両」に変更した。

工業窯炉 (3604-17)

日本標準産業分類の細分類3476「工業窯炉製造業」の範囲とし、主として電気、ガス、油及びその他の燃料を使用する工業窯炉の生産活動とする。

その他の一般産業機械及び装置 (3604-19)

日本標準産業分類の細分類3475「動力伝導装置製造業(玉軸受、ころ軸受を除く)」、3479「その他の一般産業用機械装置製造業」及び3497「包装及び荷造機械製造業」の生産活動の範囲とする。

該当品目は、変速機、歯車、ローラチェーン、重油、ガス燃料装置、包装・荷造機械などである。

一般機械修理 (3604-20)

日本標準産業分類の中分類34「一般機械器具製造業」による製品の修理業の活動を範囲とする。

なお、従来の3601-10「原動機・ボイラ修理」、

3602-90「工作・金属加工機械修理」、3603-90「産業機械修理」、3604-90「一般産業機械及び装置修理」、3605-90「事務用機械修理」、3606-90「民生用機械修理」のうちミシン修理及び毛糸・手編機械の修理を統合した。

事務用機械 (3605-10)

日本標準産業分類の細分類3481「事務用機械器具製造業」の生産活動の範囲とする。

該当品目は、データ処理機械、計算機械、会計機械、謄写機、複写機、事務用印刷機、あて名印刷機、マイクロ写真機械、時間記録機械、連絡機械、タイプライタ、金銭登録機械、ファイリングシステム用器具、貨幣処理機械などである。

ただし、そろばん、計算尺、謄写板、製図用機械器具は3990-40「筆記具」に分類される。

ミシン・毛糸手編機械 (3606-10)

日本標準産業分類の分類3482「ミシン製造業」及び3483「毛糸手編機械製造業」の生産活動とする。

銃砲類 (3606-30)

日本標準産業分類の中分類38「武器製造業」のうち、細分類の弾薬類関連部門を除いたものの活動を範囲とする。

主な製品には、銃、砲、戦闘車両、爆発物投射機、これらの部品、付属品などがある。

なお、猟銃の生産活動は3990-10「玩具運動用品(ゴム製品を除く)」部門に含まれる。

その他の機械・同部品 (3606-90)

日本標準産業分類の細分類、3491「消火器具・消火装置製造業」、3496「金型・同部分品及び付属品製造業」、3392「金属性スプリング製造業」、3444「機械工具製造業(粉末や金業、電動工具、空気動工具製造業を除く)」、3492「弁、同付属品製造業」、3494「玉軸受、ころ軸受製造業」、3495「ピストンリング製造業」、3493「パイプ加工・パイプ付属品加工業」、3399「他に分類されない金属製品製造業」のうち金属製パッキング・ガスケット製造業及び3499「各種機械・同部分品製造修理業(注文製造、修理)」の生産活動の範囲とする。

なお、「機械汎用部品」を「その他の機械・同部分品」と名称変更した。空気動工具は3502-20「道具類」、電動工具は3701-40「その他の産業用重電機器」にそれぞれ分類される。

発電機器 (3701-10)

日本標準産業分類の細分類3511「発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業」のうち、発電機製造業、ターボゼネレータ製造業の生産活動を範囲とする。

該当品目は、直流発電機、水車発電機、タービン発電機、エンジン発電機である。

なお、内燃機関用の発電機は3704-10「その他の軽電機器」に分類される。

送配電機器 (3701-20)

日本標準産業分類の細分類3512「変圧器類製造業(通信機用を除く)」、3513「開閉装置・配電盤・電力制御装置製造業」及び3519「その他の産業用電気機械器具製造業(車両用、船舶用を含む)」のうち蓄電器製造業の生産活動を範囲とする。

該当品目は、標準変圧器、非標準変圧器、計器用変圧器、誘導電圧調整器、特殊目的変圧器類、リアクトル、配電盤・制御盤、分電盤、継電器、継路器、気中しゃ断器、蓄電器などである。

なお、3701-40「その他の産業用重電機器」に含まれていた特殊目的変圧器具を昭和50年産業連関表から当部門に分類することとした。

電動機 (3701-30)

日本標準産業分類の細分類3511「発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業」のうち、直流電動機、単相誘導電動機、三相誘導電動機、小形電動機、その他の交流電動機を生産活動を範囲とする。

その他の産業用重電機器 (3701-40)

日本標準産業分類の細分類3511「発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業」のうち、電動発電機、その他の回転電気機械(原動機付発電セット、高周波発電機、調相機など)、発電機・電動機・その他の回転電気機械の部分品・取付具の生産活動、3515「電気溶接機製造業」及び3519「その他の産業用電気機械器具製造業(車両用、船舶用を含み、蓄電器及び整流器製造業を除く)」の生産活動を範囲とする。

該当品目は、電動発電機、電気溶接器、電気炉、産業用電熱装置などである。

なお、従来当部門に含まれていた特殊目的変圧器具、シリコン、セレン整流器及びその他の整流器は昭和50年産業連関表から3701-20「送配電機器」に分類することとした。

電球類 (3702-10)

日本標準産業分類の細分類3531「電球製造業」及び3599「他に分類されない電気機械器具製造業」の

うち電球口金製造業、導入線製造業等電球に関連した製造業の生産活動を範囲とする。

該当品目は、一般照明電球、豆電球、けい光ランプ、電球口金、電球電子管用タングステンモリブデン製品、導入線などである。

電気音響機器 (3702-21)

日本標準産業分類の細分類3544「電気音響機械器具製造業」の範囲とし、主として録音装置再生装置、拡声装置及び付属品の生産活動とする。

該当品目は、電気蓄音機、ステレオ、テープレコーダー(カーステレオを含む)、拡声装置、ハイファイ増幅器、スピーカー、マイクロホン、イヤホン、ピックアップ、磁気録音テープ類などである。

なお、当部門には、従来ビデオテープレコーダ(VTR)が含まれていたが、昭和50年産業連関表より3703-22「その他の電子応用装置」に分類することとした。

ラジオ・テレビ受信機 (3702-22)

日本標準産業分類の細分類3543「ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業」の生産活動を範囲とする。

日本標準産業分類の細分類352「民生用電気機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

該当品目は、電気アイロン、暖房用電熱器、扇風機、ウインドタイプエアコンディショナ、電気洗たく機、電気冷蔵庫、真空掃き機、ミキサー、電気理容器具などである。

なお、当部門は従来の「冷蔵庫・洗たく機」と「その他の民生用電気機器」を統合したものである。

電子計算機、同付属装置 (3703-00)

日本標準産業分類の細分類3552「電子計算機・同付属装置製造業」の生産活動を範囲とする。

該当品目は、アナログ形、デジタル形電子計算機(プログラム内蔵方式であってプログラム言語を使用するものに限る)、磁気テープ装置、磁気ドラム装置、磁気ディスク装置、紙テープ入出力装置、カード入出力装置、マイクロフィルム入出力装置、磁気インク文字読取装置、光学文字読取装置、図形表示装置(プロッター、ディスプレイなど)、遠隔情報処理装置、(電子計算機と通信回線を介して接続される端末装置(もっぱら通信機として使用するものを除く)を含む)、電子会計機(プログラム内蔵方式であってプログラムを使用するものに限る)などである。

その他の軽電機器 (3704-10)

日本標準産業分類の細分類3514「配線器具・配線付属品製造業」、3516「内燃機関電装品製造業」、3591「蓄電池製造業」、3592「一次電池（乾電池、湿電池）製造業」及び3599「他に分類されない電気機械器具製造業（電球口金製造業、導入線製造業等電球に関連した製造業を除く）」の生産活動を範囲とする。

該当品目は、小型開閉器、点滅器、接続器、充電発電機、始動発電機、磁石発電機、蓄電池、乾電池、湿電池などである。

その他の電子応用装置（3704-22）

日本標準産業分類の細分類3551「X線装置製造業」及び3559「その他の電子応用装置製造業」の生産活動を範囲とする。

該当品目は、医療用X線装置、産業用X線装置、超音波応用装置、高周波電力応用装置、電子顕微鏡、電子録面装置（V.T.R.）などである。

なお、電子録面装置（V.T.R.）は、従来3702-21「電気音響機器」に分類していたが、昭和50年産業連関表より当部門に含める。

電子管（3704-23）

日本標準産業分類の細分類3571「電子管製造業」の生産活動を範囲とする。

該当品目は、受信用真空管、高信頼管・通信管、送信管、マイクロ波用真空管、ブラウン管などである。

なお、従来、電子管は「電子管・その他の電子機器部分品」の一部であったが、昭和50年産業連関表から当部門と3704-24「半導体素子集積回路」の2部門に分割した。

半導体素子・集積回路（3704-24）

日本標準産業分類の細分類3572「半導体素子製造業」及び3573「集積回路製造業」の生産活動を範囲とする。

該当品目は、ダイオード、トランジスタ、サーミスタ、半導体集積回路、薄膜集積回路、混成集積回路などである。

なお、複数部品（回路の標準化に適合させるため、従来の抵抗器・コンデンサなどの個別部品を一体化したもの）は3704-30「電子通信機及び関連機器」に分類される。

電気通信機械及び関連機器（3704-30）

日本標準産業分類の細分類3541「有線通信機械器具製造業」、3542「無線通信機械器具製造業」、3545「交通信号保安装置製造業」、3549「その

他の通信機械器具・同関連機械器具製造業」及び3579「その他の電子機器用及び通信機器用部分品製造業」の生産活動を範囲とする。

該当品目は、電話機、電話交換装置、印刷電信機、模写電送装置、写真電送装置、搬送装置、ラジオ放送装置、テレビジョン放送装置、固定局通信装置、移動局通信装置、携帯用通信装置、航空用無線応用装置、通信用継電器、通信用抵抗器、通信用蓄電器、通信用変成器、テレビジョン用チューナ、交通信号保安装置、火災警報器などである。

なお、昭和50年産業連関表より集積回路は3704-24「半導体素子・集積回路」部門の新設により当部門から除かれる。

電気計測器（3704-40）

日本標準産業分類の小分類356「電気計測器製造業」の生産活動を範囲とする。

該当品目は、電流計、電圧計、電力計、位相計、周波数計などの計器及び定数測定器（電圧、電流及び電力測定器、周波数測定器、電波及び空中線測定器、回路素子測定器など）、特性測定器（伝送量測定器、真空間特性測定器、磁性体測定器、誘電体測定器など）、総合試験装置（搬送器用試験装置、無線器用試験装置、有線機器用試験装置など）の測定器並びに付属品である。

電器照明器具（3705-50）

日本標準産業分類の細分類3532「電気機械器具製造業」の活動とする。

主な製品は、白熱電灯照明器具、けい光灯照明器具、水銀灯照明器具、発電ランプ、携帯電灯、これらの部品、付属品などである。

電気機械修理（3704-90）

日本標準産業分類の中分類35「電気機械器具製造業」の製品の修理業の活動を範囲とする。

従来の3606-90「民生用機械修理」のうち冷蔵庫・洗たく機修理、3701-90「重電機器修理」、3702-90「民生用電気機器修理」、3703-90「その他の電気機械修理」を統合したものである。

産業用鉄道車両（3820-20）

日本標準産業分類の細分類3691「産業用運搬車両・同部分品・付属品製造業」のうち産業用機関車及び産業用貨車の生産活動を範囲とする。

なお、部門名を「産業用車両」から「産業用鉄道車両」に変更した。

自動車（3830-00）

日本標準産業分類の小分類361「自動車・同付属品製造業」のうち三輪自動車及び二輪自動車を除く生産活動を範囲とする。

主な製品は乗用車、乗用車ボデー、バスシャシー、トロリーバスシャシー、バスボデー、小型トラックシャシー、小型トラックボデー、普通トラックシャシー、普通トラックボデー、特殊自動車、トレーラー、小型特装ボデー、普通特装ボデー、自動車部品などである。

なお、昭和50年産業連関表から行部門を「乗用車」と「その他の自動車」に分割する。

自動二輪車 (3850-20)

日本標準産業分類の小分類361「自動車・同付属品製造業」のうち三輪自動車及び二輪自動車の生産活動を範囲とする。

自転車・リヤカー (3850-30)

日本標準産業分類の小分類363「自転車・同部分品製造業」及び細分類3699「他に分類されない輸送用機械器具製造業」のうちリヤカー製造業の活動とする。

航空機 (3860-10)

日本標準産業分類の小分類365「航空機・同付属品製造業」の生産活動を範囲とする。

該当品目は、ピストン機、ターボジェット機、ターボプロップ機、ヘリコプター、グライダー、ピストン発動機、ターボジェット発動機、ターボプロップ発動機、ターボシャフト発動機、発動機部品、プロペラ及び回転翼などである。

なお、昭和50年産業連関表から、修理業の活動を分離し3860-20「航空機修理」として別途推計する。

航空機修理 (3860-20)

3860-10「航空機」の修理業の活動を範囲とする。

その他の輸送機械 (3890-10)

日本標準産業分類の細分類3691「産業用運搬車両・同部分品・付属品製造業」のうち、ストラドルキャリヤ、道路用スイバー、構内用スイバー製造業の活動、及び3699「他に分類されない輸送用機械器具製造業」の荷牛馬車、人力車、そり、手押し荷役車の生産活動を範囲とし、リヤカー、サイドカー、船体ブロック製造の生産活動は除く。

その他の輸送機械修理 (3890-90)

3890-00「その他の輸送機械」の修理業の活動を範囲とする。

理化学機器 (3910-10)

日本標準産業分類の小分類374「理化学機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

度量衡器・計量器 (3910-20)

日本標準産業分類の小分類371「計量器・測定器・分析機器・試験機器製造業」及び372「測量機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

該当品目は、一般長さ計、体積計、はかり、温度計、圧力計・流量計・液面計、精密測定器、試験機、その他の計量器・測定器・分析機器、試験機、測量機械器具などである。

医療機械 (3910-30)

日本標準産業分類の小分類373「医療用機械器具・医療用品製造業」の生産活動を範囲とする。

該当品目は、医療用機械器具、歯科用機械器具、動物用医療機械器具、医療材料、歯科材料などである。

精密機械修理 (3910-90)

3910-10「理科学機器」、3910-20「度量衡器・計量器」、3910-30「医療機械」、3920-10「カメラ」、3920-20「その他の光学機械」の修理業の活動を範囲とする。

カメラ (3920-10)

日本標準産業分類の細分類3752「写真機・同付属品製造業」及び3754「光学機械用レンズ・プリズム製造業」のうちカメラ用交換レンズの生産活動を範囲とする。

該当品目は、35mmカメラ、二眼レフカメラ、小型カメラ、業務用カメラ、引伸機、複写機、フィルタ、三脚、乾板入れ、マガジン、セルフタイマ、現象用タンク、カメラ用交換レンズなどである。

その他の光学機械 (3920-20)

日本標準産業分類の細分類3751「顕微鏡・望遠鏡等製造業」、3753「映画用機械・同付属品製造業」3754「光学機械用レンズ・プリズム製造業」(カメラ用交換レンズを除く)及び小分類376「眼鏡製造業(わくを含む)」の生産活動を範囲とする。

該当品目は、望遠鏡、双眼鏡、顕微鏡、拡大鏡、映画撮影機、映画映写機、カメラ用レンズ、光学レンズ、プリズム、光分析装置、眼鏡、眼鏡わく、眼鏡レンズなどである。

時計 (3930-10)

日本標準産業分類の小分類377「時計・同部分品製造業」の生産活動を範囲とする。

該当品目は、腕時計、懐中時計、置・目覚時計、掛時

計、電気時計、時計側などである。

2. 推計資料

資料名	年次	出 所
工業統計表	50年	通商産業省
機械統計年報	50年	〃
鉱工業投入調査結果表	50年度	産業材料調査研究所
法人企業間接費調査集計結果報告	52年	経済企画庁
機械受注統計調査年報	50年度	経済企画庁
情報処理実態調査	50年	通商産業省
統計月報	〃	鋼材倶楽部
自動車統計年報	〃	日本自動車工業会
新車登録台数状況	〃	日本自動車販売協会連合会
産業機械受注状況	〃	日本産業機械工業会
工作機械受注状況	〃	日本工作機械工業会
重電機械受注調査	〃	日本電機工業会
産業用電子機器長期需要予測	〃	電子機械工業会

3. 生産額推計

昭和45年産業連関表と同様、原則として「センサス」の数値を採用したが、一部品目は「生動」及び「関係業界資料」によって生産額を推計した。

(1) 「センサス」の数値を採用したものは「センサス」の品目を産業連関表用部門に対応するように組替え、品目ごとに次式により生産額を産出した。

$$\text{生産額} = \text{出荷額} + (\text{年末在庫額} - \text{年初在庫額}) + (\text{半製品仕掛品年末額} - \text{半製品仕掛品年初額})$$

(2) 「生動」の数値を採用したものは、おおむね①悉皆的調査と考えられる品目②「生動」と「センサス」の数値を比較検討の結果、「生動」生産額の方が妥当と思われる品目である。

「生動」の金額を採用したものは下記のとおりである。

I-O部門番号 (6桁)	部 門 名	品 目 名	備 考 (推 計 方 法)
3192-62	弾 薬 類	銃 砲 弾	悉皆的に調査されているので「生動」金額
		爆 発 物	〃
3604-14	冷凍機・温湿調整装置	冷 凍 機	〃
		エアコンデショナー (ウインド形を除く)	〃
3604-16	産業用運搬車両	構内運搬車	〃
		フォークリフトトラック	〃
		ショベルトラック	〃
		産業用トレーラ	〃
3606-30	銃 砲 類	銃	悉皆調査であるので「生動」金額
		砲	〃
		戦闘車両	〃
		爆発物投射器	〃
		その他の武器	〃
		銃の部品及び付属品	〃
		砲の部品及び付属品	〃
		戦闘車両の部品及び付属品	〃
		爆発物射撃機の部品及び付属品	〃
		指押装置の部品及び付属品	〃

I-O部門番号 (6桁)	部門名	品目名	備考 (推計方法)
3701-10	発電機器		主要製品の生産額は「機械統計年報」を使用し、その他は「センサス」の生産額 生産額が「機械統計年報」のそれよりも大きい場合はその他で調整
3701-20	送配電機器		
3701-30	電動機		
3701-40	その他の産業用重電機器		
3702-10	電球類		
3702-23	民生用電気機器		
3704-10	その他の軽電機器		
3704-50	電気照明器具		
3820-20	産業用鉄道車両	産業用機関車	悉皆的に調査されているので「生動」金額
		産業用貨車	//
3830-00	自動車	乗用車	//
		乗用車ボデー	//
		バスシャシー, ボデー	//
		小型トラックシャシー, ボデー	//
		普通トラックシャシー, ボデー	//
		特殊自動車	//
		トレーラ	//
		小型特装ボデー	//
		普通特装ボデー	//
3850-20	自動二輪車	自動二輪車	//
3850-30	自転車・リヤカー	完成自転車	「生動」金額及び自転車振興協会資料による金額
		自動車部品	//
		リヤカー	//
3860-10	航空機	飛行機	悉皆調査であるので「生動」金額
		その他の航空機	//
		発動機	//
		プロペラ及び回転翼	//
		機体部品及び付属装置	//
3920-10	カメラ	カメラ	「生動」と「センサス」の数値を検討の結果、 「生動」の方が妥当と思われるので「生動」生産金額
		カメラ用交換レンズ	//
3920-20	その他の光学機械	望遠鏡	//
		双眼鏡	//
		顕微鏡	//
		映画撮影機	//
		映画影写機	//
3930-10	時計	腕・懐中時計	//
		掛時計	//
		電気時計	//

4. 投入額推計

(1) 主要原材料

機械器具部門への主要資材の投入額の推計は、「鉱工業投入調査結果表」を基礎データとして用い、その他

①「センサス」の原材料、燃料編 ②機械統計調査の原材料統計 ③関係業界資料などを参考に各部門を推計した。

(2) 燃料、動力

① 重油 (A, B, C)

産出側(資源エネルギー調査室)で算出された総額を、昭和45年産業連関表の各部門の投入パターンにより配分した。

② 電力, ガス

(i) 電力(事業用), ガスは主として「センサス」の購入電力使用額を採用した。

(ii) 自家発電は公益事業部で算出された総額を生産額の大きい部門へ配分した。

(3) 間 接 費

「鉱工業投入調査結果表」, 「法人企業間接費調査集計結果報告」により各部門の投入額を推計したが、産出側(大蔵省, 文部省, 経企庁, 郵政省, 厚生省)と協議し、最終的には、産出側の総額を各部門に配分した。

① 建設補修

建設省から産出された総額を「法人企業間接費調査集計結果報告」「昭和45年産業連関表」を参考に各部門に配分した。

② 公的金融, 民間金融(帰属利子, 手数料)

大蔵省から産業別に産出された金額を、生産額比率により各部門に配分した。

③ 自家研究, 他の教育機関(産業), 自家教育

文部省で算出された総額を生産額比率によって各部門に配分した。

④ 郵便, 電信電話(国内, 国際)

「法人企業間接費調査集計結果報告」及び「昭和45年産業連関表」により投入額を推計したが、最終的には産出側(郵政省)と調整した。

⑤ 自家用自動車輸送(旅客, 貨物), 国内航空旅客

運輸省で算出された総額を生産額比率によって各部門に配分した。

(4) 粗付加価値

①「法人企業間接費調査集計結果」及び「昭和45年産業連関表」により投入額を推計したが、最終的には経済企画庁と調整した。

② 雇用者所得

主として「センサス」の現金給与総額及び「鉱工業投入調査結果表」を基礎に各部門に投入したが、最終的には労働省から提示された「部門別雇用者数及び現金給与総額」により調整した。

③ 資本減耗引当

「センサス」の減価償却額によって各部門に投入したが、最終的には経済企画庁と調整した。

④ 間 接 費

経済企画庁から部門別に算出された数値をそのまま採用した。

⑤ 営業余剰

主として「鉱工業投入調査結果表」を基礎資料として投入し、経済企画庁と調整した。

5. 産出額推計

推計上の主な点を列挙すれば下記のとおりである。

(1) 組込み用部品, 付属品と修理用部品, 付属品の配分

生産額表に部品, 付属品名が掲載されている品目は、各部品, 付属品ごとに関係業界の意見, 情報及び「昭和45年産業連関表」を参考に両者に配分した。

また、軸受, ばねなどの汎用的な中間生産財としての部品は、内生部門へ配分しなければならないが、その指針となる基礎的資料がないので、関係業界の意見, 情報及び「45年表」を参考に配分した。

(2) 建設部門迂回の品目とその産出推計

最終需要財として最終的に配分されるべき品目であっても、建設, 建造物に組込まれる品目は、いったん建設に計上し、建設物, その他の構造物という形で建設部門を迂回して最終需要部門に計上した。

どの品目が建設部門を迂回して資本形成となるか、また、どの品目が直接に資本形成になるかは産業連関作業幹事会検討小委員会(行政管理庁, 経済企画庁, 通商産業省, 運輸省, 建設省)が昭和47年5月に作成した「建設等迂回の資本形成品目一覧(機械関係)」を基本にし、どの程度建設部門を迂回するかは建設省担当者と協議調整して推計した。

建設部門迂回の主要品目は次のとおりである。

ボイラー	乾りゅう灯, 電解そう
はん用内燃機関	冷凍機
コンクリート機械	冷却塔
混合機, かくはん機等	エアコンディショナー
反応機, 発生炉	娯楽機器
消火装置	電動機

ポンプ	電球類
空気圧縮機	スピーカー
エレベーター	扇風機
エスカレーター	換気扇
クレーン	配線器具
巻上機	蓄電池
コンベア	交通信号保安装置
索道	火災警報器
バルブコック	積算電力計
発電機	工業計器
変圧器	精密測定器
開閉装置, 配電盤制御装置	

(3) 船舶部門迂回の品目とその産出推計

船舶についても建設部門と同様に構造物とみなして、船舶に組込まれる品目は、上記と同様「建設等迂回の資本形成品目一覧」を基本に、具体的には運輸省と調整して推計した。

船舶部門迂回の主要品目は下記のとおりである。

船舶機関	電動機
冷凍冷却装置	電動発電機
肉類水産製品製造機械	電球類
エアコンデショナー	スピーカー
消火器, 消火装置	扇風機
ポンプ	換気扇
空気圧縮機	配線器具
クレーン	超音波電力応用装置
巻上機	航法用無線応用装置
バルブコック	火災警報器
発電機	測量機械器具
変圧機, 配電盤分電盤	

(4) 修理部門

修理については、その生産額を推計することが極めて困難であるため、各投入側で推計した機械装置、設備の修理費をもって、各投入部門への産出と見なし、それぞれの部門の修理額の積上げ額をもって生産金額とした。

XIV その他の製造業部門

[その他の製造業]

1. 概念・定義及び範囲

玩具・運動用品（ゴム製を除く）（3990-10）

日本標準産業分類の小分類393「玩具運動競技用具製造業」の活動とする。

主な製品は、玩具、娯楽用品（トランプ、将棋、碁、マージャン）、玩具用変圧器、人形、児童乗物、運動競技用具、空気銃、猟銃、釣竿、釣道具などである。

楽 器（3990-20）

日本標準産業分類の小分類392「楽器・レコード製造業」の生産活動とする。

筆 記 具（3990-40）

日本標準産業分類の小分類394「ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業」の生産活動とする。

身辺細貨品（3990-50）

日本標準産業分類の細分類3092「七宝製品製造業」、3093「人造宝石製造業」、3989「かつら製造業」、3993「うちわ・扇子・ちょうちん製造業」及び小分類391「貴金属製品製造業」、395「装身具、装飾品・ボタン同関連品製造業（貴金属・宝石製を除く）」（3952「造花・装飾用羽毛製造業」及び3954「針・ピン・ホック・スナップ・同関連品製造業」を除く）の活動とし、造幣局特別会計（勲章）の活動を範囲に含める。

主な製品は、貴金属製品、真珠製品、ライター、装身具、ボタン、かつら、うちわ、ちょうちん、勲章などである。

注 意 点

輸出用加工真珠（ばらもの）の活動は本部門に含まれている。

その他の製造品（3990-60）

日本標準産業分類の細分類2657「ろうそく製造業」、3952「造花・装飾用羽毛製造業」、3984「ほうき・ブラシ製造業」、3988「看板・標識機製造業」、3994「モデル・模型製造業（紙製を除く）」及び3999「他に分類されないその他の製造業」の活動とする。

注 意 点

紙製のモデル・模型製造の活動は2720-30「紙製品」部門に含まれ、蚊とり線香の活動は3191-00「医薬品」部門に含まれる。

2. 推計資料（共通資料）

番号	資料名	年次	出 所	備 考
1	雑貨統計年報	50年	通商産業省	生産額, 投入額, 産出額
2	工業統計表	〃	〃	生産額, 投入額
3	商業統計表	〃	〃	

番号	資料名	年次	出所	備考
4	鉱工業投入調査結果表	50年	通商産業省	投入額
5	産業連関表	45年	行政管理庁	参考
6	輸出・輸入及び関税統計	50年	大蔵省	産出額
7	日本貿易月表	"	"	"
8	運賃商業マージン率表	"	行政管理庁	投入額
9	法人企業間接費調査結果報告	"	経済企画庁	"
10	物価指数年報	"	日本銀行	生産額

3. 生産額推計

「センサス」を利用して次式により算出した。

生産額 = 製造品出荷額 + 製造品年末在庫額 - 製造品年初
在庫額 + 半製品仕掛品在庫増減額

4. 投入額推計

(1) 「センサス」より、原材料投入額を採用し、内生部門の大枠とした。また「産業連関表」の昭和45年と50年の生産額の伸び率と、構成比を勘案し参考とした。

(2) 石油製品

「生動」で消費料が調査されている部門は、その資料をもとに投入額を推計したが、他の部門は産出側と調整した。

(3) 電力

① 事業用電力は、「センサス」の購入電力使用額を採用し、産出側と調整した。

② 自家発電は、資源エネルギー庁より配分された産業別使用電力量（自家発自家消費）により投入した。

(4) 間接費

各産出側（大蔵省、文部省、郵政省、厚生省、経済企画庁）からの配分額を調整した。

① 下水

産出側（経済企画庁）から産出された投入額を採用した。

② 金融（公的、民間各帰属利子及び手数料）

今回公金と民金に分かれたので、産出側からの総額を公金1に対し民金7の比率で配分し、各生産額比率で調整した。

③ 自家研究、自家教育

産出側（文部省）からの総額を生産額比率によって配分した。

④ 郵便、電信、電話（国内、国際）

産出側（郵政省）と調整した。

⑤ 廃棄物処理

厚生省で算出された数値を採用した。

⑥ 自家用自動車、輸送（旅客、貨物）、国内航空、旅客

運輸省で算出された数値を採用した。

(5) 粗付加価値部門

① 雇用者所得

主として、「センサス」の現金給与総額を投入したが、労働省との差が大きく調整を繰り返し、最終的には労働省の推計額とした。

② 資本減耗引当

経済企画庁の産出額と調整した。

5. 産出額推計

玩具について、全部家計に、娯楽用品は対個人サービスと家計に、人形は旅館と家計に、児童乗物は対個人サービスと家計に、運動競技用具は教育にそれぞれ配分した。

楽器については、レコードなどは遊興飲食店と家計を中心に、ピアノ、オルガン等は教育・家計資本形成に主として配分し、残ったものを投入側と調整した。

筆記具は主として、事務用品と家計に計上した。

身辺細貨品は中間製品もあるので、自部門と家計に大半を、またボタンは衣服身廻りに、装飾品などは旅館等にそれぞれ計上した。

その他の製造品は、主として、家計と資本形成に計上したが、産出先に統計あるいは妥当な推定値のある場合はその金額を採用した。

【合成樹脂製品】

1. 概念・定義及び範囲

合成樹脂製品（3990-30）

日本標準産業分類の小分類396「プラスチック製品製造業（別掲を除く）」の生産活動とする。

プラスチック製はきものの活動は「ゴム製履物」部門に、プラスチック製ボタンの活動は「身辺細貨品」部門に含まれる。なお、工業用プラスチック製品のうち、プラスチックを成形したのち金属部分を組込むなど二次加工を行った製品（配線器具等の製品）、また機械の一部を構成し、かつ、機械的、電気的機能を有する製品（歯車、軸受、端子、抵抗器、コンデンサ）の活動はそれぞれの「機械部門」に含まれる。

2. 推計資料（共通資料）

番号	資料名	年次	出所	備考
1	工業統計表	50年	通商産業省	生産額，投入額
2	プラスチック製品統計年報	"	"	投入額
3	輸出・輸入及び関税統計	"	大蔵省	産出額
4	鉍工業投入調査結果表	"	通商産業省	投入額
5	法人企業間接費調査結果表報告	"	経済企画庁	"
6	化学工業統計年報	"	通商産業省	"
7	塩ビフィルム用途別出荷内訳	"	日本ビニル工業会	産出額
8	塩ビレザー	"	"	"
9	塩化ビニル板	"	硬質塩化ビニル板協会	"

3. 生産額推計

(1) 生産額推計は「センサス」の結果によった。

(2) 推計方法

生産額推計は，下記要領により品目別生産額を次式により算出し，品目別生産額を積上げて行った。

$$\text{生産額} = 50\text{年製造品出荷額} + (50\text{年末製造品在庫額} - 49\text{年末製造品在庫額})$$

なお，部門別の半製品・仕掛品の増減額は「センサス」から次式により推計した。

$$\text{半製品・仕掛品の増減額} = 50\text{年末半製品・仕掛品額} - 49\text{年末半製品・仕掛品額}$$

4. 投入額推計

部門別の投入額推計は，第1段階として「センサス」から主要原材料使用額，燃料使用額，購入電力使用額，付加価値額，現金給与額，減価償却額，内国消費税額などそれぞれの大きさについて把握し，第2段階として生産技術的資料及び別途産業連関表作成のための特別調査によって得られた投入内訳比率，すなわち原単位を使用し，各投入部門別に細分して行い，最終段階で産出側と調整した。

なお，各投入部門別の細分推計の方法は原則として次のとおりである。

(1) 原材料

主要原材料は「生動」で品目別主要原材料の消費量を調整しているので，それぞれ生産者価格によって投入額推計を行い，ほぼそのまま決定した。

なお，「生動」で調査していない副資材的なものは関

係業界資料を参考に配分推計した。

(2) 原料炭，亜炭，コークス，無煙炭，一般炭

産出側（資源エネルギー調査室）の総額を実際に消費する部門に配分した。なお，一般炭は生産額比率で配分した。

(3) 重油（A，B，C）

産出側（資源エネルギー調査室）で算出された総額を「昭和45年産業連関表」の各部門が投入パターンにより配分した。

(4) 電力（事業用，自家発電）

① 事業用電力は主として「センサス」の購入電力使用額を採用した。

② 自家発電は，公益事業局より配分された産業別使用電力量（自家発自家消費）により投入した。

(5) 間接費

主として，「鉍工業投入調査」，「法人企業間接費調査集計結果報告」により各部門に投入したが，最終的には産出側（大蔵省，文部省，経済企画庁，郵政省，厚生省）の総額を各部門に配分した。

① 下水道

経済企画庁で部門別に算出された数値を採用した。

② 公的金融，民間金融（帰属利子，手数料）

大蔵省で算出された総額（化学繊維，医薬品，除く）を生産額比率により各部門に配分した。

③ 自家研究，他の教育機関（産業），自家教育

文部省で算出された総額を下記により配分した。

(i) 自家研究は法人企業間接費調査結果比率により部門別に投入したが，その後産出側からの総額を部門別に配分した。

(ii) 自家研究以外は産出側からの総額を生産額比率により各部門に配分した。

④ 郵便，電信電話（国内，国際）

法人企業間接費調査集計結果比率により部門別に投入し，産出側（郵政省）と調整した。

⑤ 廃棄物処理（公営，産業）

厚生省で部門別に算出された数値をそのまま採用した。

⑥ 家用自動車輸送（旅客，貨物），国内航空旅客

運輸省で算出された総額を生産額比率によって各部門に配分した。

(6) 粗付加価値

① 旅費，交際費，福利厚生費

法人企業間接費調査集計結果比率により部門別に投

入し、経済企画庁と調整した。

② 雇用者所得

主として「センサス」の現金給与総額及び「鉱工業投入調査」を基礎に部門別に投入し、労働省提示の「部門別雇用者数及び現金給与総額」を勘案し調整した。

③ 資本減耗引当

「センサス」の減価償却額によって部門別に投入し、経済企画庁の部門別産出額と調整した。

④ 間 接 費

「センサス」の内国消費税額を基礎資料として各部門に投入し、経済企画庁と調整した。

⑤ 営業余剰

主として「鉱工業投入調査」を基礎資料として投入し、経済企画庁と調整した。

5. 産出額推計

合成樹脂製品の生産・出荷統計は、その多くが用途分類で把握されている。したがって、産業連関表用分類に適合しているものは、品目別に輸出入、在庫増減分を考慮して需要部門先へ計上した。(例えば、タイル、床材、雨どい、同付属品等は建設部門に計上) また、フィルムの農業用は農業部門へ計上した。一方、板、硬質管、継手、工業製品などは需要部門分類が細分されていないので、大枠としてそれぞれ関係部門に計上した。その他の製品は、業界資料等によって需要別産出比率を調査し投入側と調整した。

XVII 電力、都市ガス、熱供給、工業用水、事務用品部門

事業用電力 (5110-11)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の中分類70「電気業」の活動を範囲とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出 所	備 考
1	電気事業要覧	50年	資 源 エネルギー庁	生産額、投入額、産出額
2	電力調査統計月報	50年	"	生産額

3. 推計方法

(1) 生産額：「電気事業要覧」、「電力調査統計月報」により一般電気事業者(9電力及び沖繩電力)及び卸電気事業者について、その使用電力量と販売電力量並びに金

額を集計し、電気ガス税をこれに加算して集計した。

(2) 投入額：電気事業の統計を分析し、会計年度分を暦年に推計し直した。「電気事業要覧」と「電気事業報告書」の費用明細を基準として、その推計を行った。

(3) 産出額：「電気事業要覧」、「電気事業報告書」等による電気料金種別の電力量、料金を推計し、更に産出先担当部門と調整した。

自家発電 (5110-20)

1. 概念・定義及び範囲

鉱工業部門などで発電設備を有し、電力を販売することを目的としない発電活動とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出 所	備 考
1	電力調査統計月報	50年	資 源 エネルギー庁	生産額、投入額、産出額
2	電気事業要覧	50年	"	"

3. 推計方法

(1) 生産額：資料1により昭和50年1月から12月までの1カ年の自家発自家消費電力量を算出した。生産額は生産数量に単価(45年の単価を基準としてこれに燃料費等の上昇分を織込んで補正し、また事業用電力単価をも勘案して50年単価を推計)を乗じて推計した。

$$53175 \text{ 百万KWH} \times 5416 \text{ 千円} = 287,996 \text{ 百万円}$$

(2) 投入額：自家用電力は、投入に関する資料が極めて乏しく産出側資料と昭和45年産業連関表作成の構成比を勘案して配分した。

(3) 産出額：使用電力量は、概ね日本標準産業分類部門別に把握されているが、細分類部門別には不明であるので、産出先担当部門の数値を基礎に前回産出額を産業部門別の生産数量(又は生産額)の対前回伸び率により補正した額を採った。

都市ガス (5120-00)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類711「ガス業」の活動範囲とし、石炭ガスの生産工程中に発生するコークスは副産物扱いとする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出 所	備 考
1	ガス事業統計月報	50年	資源エネルギー庁	生産額, 投入額
2	ガス事業統計年報	50年	日本瓦斯協会	

3. 推計方法

(1) 生産額：都市ガス部門は都市ガス供給に関する活動に限定しているため、「ガス事業統計年報ガス事業会計」のガス売上高をとり、暦年数値に変換（下記による）した。

① 昭和45年当時は1～12月決算であったが50年は大手を始め大部分の事業者が4～3月決算になった。そのため④を⑤で除し、⑥を乗じ1～12月に見合うガス販売額⑥639,168百万円（@91,493）を求めた。

50年1～12月	50.4～51.3
ガス販売用 ⑥ 6,985,959千m ³	⑤ 7,096,557千m ³
自家使用	88,379
加熱用	534,469
ガス生産数量	7,608,807
	86,873
	536,153
	7,719,583

ガス売上高 ①	626,635百万円	④	636,565百万円
ガス税2%	12,533		12,731
	639,168		649,296
加熱用 ②	27,980	}	671,867百万円
自家使用 ③	4,719		

② 加熱用ガス製造原価

404,425千円÷ガス生産数量7,725,206 =
 @52,351から②27,980百万円を得た。また、
 ③自家消費用は加熱用と同様@52,351に実行ガス税率2%（1047）を加え@53,398から4,719百万円を得た。

③ 実収単価は

家庭用	@94.67	
商業用	@84.36	
工業用	@59.06	
その他	}	
医療用		@86.36
公用		
平均	@91.493	

④ 発生副産物は次のとおり 百万円

コークス	4,586,009t @28,801	130,706 #
粗ベンゾール	54,104t @24,400	1,342 #
コールタール	262,518t @9,900	2,599 #
硫安	37,974t @17,000	646 #

(2) 投入額：

- ① 原材料の数量は「ガス事業統計年報」から、その購入単価はガス事業会計の財務諸表と営業費明細表から採用して、購入額を算出し、これを生産者価格にもどした。
- ② 間接経費及び資本減耗引当はガス事業会計の財務諸表と営業費明細表を採用した。
- ③ 勤労所得はガス事業独自の労務費を労働省と調整して推計した。
- ④ 営業余剰はガス事業会計の財務諸表から採用したが、金属帰属サービス分をこれから差引いたため、その分だけ営業余剰が減少した。
- ⑤ 副産物投入のうち硫安は芳香族工業会の37,974tを採用した。

(3) 産出額：「ガス事業統計年報」のガス供給量の分類のうち、家庭用及び工業用はそれぞれの部門に産出し、特に工業用については「センサス」の燃料費の比率により配分し、投入額の数値と調整した。

熱供給業（5130-00）

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の中分類73「熱供給業」の範囲とし、一般の需要に応じボイラ、冷凍機等により発生させた蒸気、温水、冷水等を媒体とする熱エネルギー又は蒸気もしくは温水を導管により供給する事業所の活動である。地域暖房業、地域暖房業、蒸気供給業が該当する。

当部門は昭和50年産業連関表で新設された。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出 所	備 考
1	熱供給事業設備、需要概況	50年	資源エネルギー庁	生産額, 産出額
2	熱供給事業者財務諸表集計表	50年	"	生産額, 投入額

3. 推計方法

- (1) 生産額：資料1及び2により昭和50年度の熱供給事業生産量、収入額を求め、これを50年暦年に変換した。
- (2) 投入額：資料2の営業費用明細表により主要投入項目

の推計を行った。

(3) 産出額：資料1の収益明細表により業務用と民生用に分け、業務用の内訳は業界ヒヤリングにより推計し、民生用は家計消費とした。

工業用水 (5200-12)

1. 概念・定義及び範囲

工業に対し工業用水の供給を行う活動とし、「工業用水道事業法」に基づき地方公共団体が行う工業用水道事業の範囲とする。

地方公共団体以外の者が行う工業用水道（上水道を含む）及び「水道法」に基づき地方公共団体が行う上水道事業、簡易水道事業は含まない。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	地方公営企業鑑	50年	自治省	生産額, 投入額
2	工業統計表・用地用水編	50年	通商産業省	産出額
3	地方公共団体財政支出内容調査	50年	経済企画庁	投入額

3. 推計方法

(1) 生産額：資料①から工業用水道事業の料金収入をとり、暦年数値に変換（下記による）して生産額とした。

$$49年度収入 = 36,074,997千円 \dots (1)$$

$$50年度収入 = 48,431,695千円 \dots (2)$$

$$50年(暦年)収入 = (1) \times \frac{3}{12} + (2) \times \frac{9}{12} = 45,342,520千円$$

(2) 投入額：資料①の工業用水事業・費用構成表及び資料③の公営企業会計における消費的経費の構成比（工業用水）を基礎として推計した。

(3) 産出額：資料②の産業別工業用水道使用料を産業連関表用分類に組替え、その部門別構成比をもとに推計した。

事務用品 (8600-00)

1. 概念・定義及び範囲

仮設部門としての「事務用品」は各部門が一般的かつ平均的に、いわゆる事務用品として投入するようなものであって、その範囲は、日本商品分類の中分類93「文具、紙製品、事務用具及び絵画用品」に含まれる品目とする。ただし、部分品は除く。また、商品分類93には電子式卓上計算機（13桁以下のもの）、印刷用紙D、及び感光紙は含まれていないが「事務用品」としてはこれを含むものとする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	日本標準商品分類	50年	行政管理庁	範囲設定
2	工業統計表・品目編	"	通商産業省	生産額, 投入額
3	紙・パルプ統計年報	"	"	"
4	雑貨統計年報	"	"	"
5	機械統計年報	"	"	"
6	輸出・輸入及び関税統計組替集計結果表	"	行政管理庁	"
7	経済企画庁の内部資料(家計消費に関する統計)	"	経済企画庁	"
8	運賃・商業マージン率表	"	行政管理庁	"
9	産業連関表・計数編(2)	45年	関係各省庁	産出額
10	法人企業間接費調査	50年	経済企画庁	産出額

3. 推計方法

(1) 生産額：資料1より「事務用品」の範囲を設定し、資料2～8をもとにして生産額を決定した。なお、仮設部門「事務用品」は投入額を積上げて生産額を決定するという方法を探らなければならないため、下記の投入額の推計方法がそのまま生産額の推計方法となる。

(2) 投入額：

① 資料1の商品分類より設定した仮設部門「事務用品」に含まれる個々の品目を資料2の「センサス」、資料6の「輸出入統計表」、資料7の「家計消費に関する統計」のそれぞれと対応させ、完全に対応しないものは資料3の「紙・パルプ統計年報」、資料4「雑貨統計年報」などを参考に対応率により対応させる。

②(i) 「センサス」で出荷額を調べる。なお、ここでいう出荷額とは①の対応率で調整した額のことである。

(ii) 「輸出入統計表」から(i)と同様に対応率で調整した輸出額、輸入額を求める。なお、輸出額からは運賃・商業マージン額を差引き、輸入額には関税を加える。

(iii) 資料7の「経済企画庁の内部資料」より家計消費額を調べ、(i)と同様に対応率で調整した家計消費額を求める。

(iv) 以上(i)～(iii)より個々の品目の投入額は以下のように取りまとめられる。

$$\text{個々の事務用品の投入額} = \{ \text{「センサス」の出荷} \}$$

額 - (輸出額 - 運賃, 商業マージン額) + (輸入額 + 関税) - 家計消費額} × 商品分類との対応率

③ ②の(ⅳ)の投入額に資料8の運賃マージン率を乗じて運賃・商業マージン投入額を求める。

(3) 産出額: 資料9の「昭和45年産業連関表・計数編(2)」の雇用マトリックスより全産業部門の事務労働者数に対する各産業部門(60部門)の事務労働者数の構成比を求め、その構成比に「事務用品」の生産額を乗じて、産業連関表の60部門分類の産出額を決定し、更に、その部門内を産業連関表の6桁分類の各産業部門の事務用品投入額の構成比で分割して、各部門への産出配分額を決定した。

なお、最終需要部門における「事務用品」は、45年表では「政府(中央・地方)」のみが投入するものとしたが、50年表では、内生部門の「公務」が投入するものとする。また、投入額の推計方法の説明でわかるが「家計」は直接単品を購入するものとし、「事務用品」部門の「家計」への産出は無いものとする。

XVII 商業部門

1. 概念・定義及び範囲

産業連関表における商業部門の生産額概念は他の部門と異なり、商品の流通に伴って付加された商業マージン額(売上高-仕入額)とする。

産業分類上の範囲は次のとおりである。

卸 売 (6110-00)

日本標準産業分類の中分類40~41「卸売業」及び42「代理商, 仲立業」の活動範囲とし、農業協同組合(販売事業全国連合会分), 漁業協同組合(卸売事業全国連合会分), 食糧管理特別会計, 貴金属特別会計, 糖価安定事業団, 日本蚕糸事業団, 畜産振興事業団の活動を範囲に含む。

小 売 (6120-00)

日本標準産業分類の中分類43~49卸売業, 小売業のうち、卸売業, 代理商, 仲立業, 飲食店を除いたものの活動とする。農業協同組合(購売事業分), 漁業協同組合(小売事業分)及び露店商, 構内売店, 生活協同組合購買会の活動を含み、製造小売は含まない。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出 所	備 考
1	商業統計速報	51年	通商産業省	生産額
2	商業統計表	49年	"	"
3	商業実態基本調査報告書	48年	"	粗マージン率
4	商業動態統計調査	50年 51年	"	補正係数
5	食糧管理(特別会計決算書) 貴金属	49年 50年	大蔵省	生産額
6	農協(農業協同組合連合会)統計表		農林省	"
7	各種事業団損益計算書	50年	各事業団	"
8	全国消費実態基本調査(購入先別)	49年	総理府統計局	"
9	法人企業間接費調査結果報告	50年	経済企画庁	投入額

3. 生産額推計

産業連関表では売上高-仕入額=商業マージン額の算式における商業マージン額が生産額に当たる。しかし、「商業統計調査」では仕入額について調査項目がなく、他の既存資料からも商業内部の業種別商業マージン額は得ることができない。

そこで、昭和50年表の推計に当たり、基本公式は業種別商業販売額×業種別商業マージン率=商業の生産額とした。これに基づく具体的推計手順は大別して、(1)販売額の修正、(2)マージン率の修正、(3)販売額×マージン率、(4)付加項目の4段階に分けられる。以下にその大要を記す。

(1) 販売額の修正

① 「商業統計調査」の年間販売額(昭和50年5月~51年4月)を50年暦年に修正する。「商業動態統計調査(商動)」の月別販売額指数により下式の計算を行う。

$$\begin{aligned} & \text{(A)「商動」50年1月から12月までの期間の月別指数の積上げ} \\ & \text{(B)「商動」50年5月から51年4月までの期間の月別指数の積上げ} \\ & = \text{(C)販売額を暦年に補正するための係数} \end{aligned}$$

$$51年センサス販売額 \times \text{(C)} = \text{センサスの販売額を暦年に補正した年間販売額(D)}$$

② 暦年に補正した販売額(D)から産業連関表の概念上、次の項目の金額を除去する。

(A) 製造業の卸売事業所の販売額

「商業統計調査」は事業所ベースの調査のため、製造業の販売支店、営業所などの自社製品の販売活動のみを行っている事業所の販売額が含まれている。一方、産業連関表で用いる生産者価格は市場価格であり、本社及び営業所の経費と利潤相当分を含む生産企業の販売価格によっている。したがって、商業マージン額の算出に当たり、「商業統計表」の営業形態別集計による「製造業の卸売事業所」の販売額をあらかじめ除去して両者の重複を避けている。

(B) 本支店間（同一企業内）移動の販売額

「商業統計調査」では、本社、支店間や支店相互間の取引、すなわち内部取引も流通活動と見なし販売額を調査しているが、この取引からはマージンは発生しないので、「商業統計表」の仕入先別割合に基づく「本支店間（同一企業内）の移動額」を資料としてこれを除去する。

(C) 農協、生協などのうち「商業統計調査」の対象事業所の販売額

「商業統計調査」では、農業協同組合について販売事業（卸売に当たる）及び購買事業（小売に当たる）を単独に行い、他の事業（例えば、信用事業指導事業など）を行っていない事業所のみを対象としているので、農協の販売、購買事業のすべてをカバーしていない。これを後段において生産額に付加する事前の手順として「センサス」に含まれているこの一部を、「商業統計表」の経営組織別集計を資料としてあらかじめ除去する。

(2) マージン率の算出

昭和48年度実施の「商業実態基本調査」による粗マージン率（粗利益率）を使用する。

粗利益率の算式は次のとおりである。

① 粗利益額

(販売額－仕入額) + (期末商品手持額－期首商品手持額)

② 粗利益率

$$\frac{\text{粗利益額}}{\text{年間販売額}} \times 100$$

(3) 販売額×マージン率

前記(1)－②における(A)(B)(C)を除去した暦年による業種別販売額に業種別マージン率を乗じた。この結果が「商業統計調査」から推計したマージン額の本体となる。な

お、卸売、小売の合計額は業種の積上げによった。

(4) 付加項目

前のように「商業統計調査」は卸売活動と小売活動のすべてを網羅していないので、これに含まれていない次の項目を追加する。

① 卸売部門の追加

(i) 食糧管理特別会計

米麦の売上げ、売却など食糧事業は、特別会計の管理費を卸売の生産額に加算した。

(ii) 仲立手数料

仲立とは「商品の所有権を有することなく、また直接的な管理を有するかどうかにかかわらず、手数料、及びその他の報酬を得るために仲立あっせんを行うもの」と定義されている。この仲立行為は卸売に含まれるので、「商業統計調査」の結果数値をそのまま引用して卸売の生産額に加算した。

(iii) 農業協同組合の販売事業の手数料を「昭和49年度農協統計表」及び「昭和49年度農業協同組合連合会統計表（いずれも農林水産省農政局農業協同組合課）」から引用した。

② 小売部門の追加

(i) 小売活動のうち「商業統計調査」より除外されている部門

生協購売会、露店、行商は、調査技術上、「商業統計調査」の対象に含まれていないので、総理府統計局の「昭和49年全国消費実態基本調査」の購入先別統計を引用し、消費者サイドから次の方法によりマージン額を推計した。

「全国消費実態調査」は農家などを除く全国消費者世帯を対象に消費支出の購入先を①小売店②百貨店③スーパーマーケット④生協・購売会⑤その他に区分して調査しているため、本作業では①+②+③を「商業統計調査」の対象分と考え、 $\frac{\text{④}}{\text{①}+\text{②}+\text{③}}$ によって生協購売会販売額の率を求め、この率を先に算出した小売マージン額に乗ずることにより生協購売会のマージン額を直接算出した。同様にその他は $\frac{\text{⑤}}{\text{①}+\text{②}+\text{③}}$ の率により算出した。

(ii) 農業協同組合の販売事業の手数料は、前記の卸売の場合と同様の資料により購売事業手数料を参考にした。

4. 投入額の推計

(1) 投入額推計の基本

投入額推計の基本公式は(A)昭和50年商業部門生産額

×(B)粗マージン構成比率＝部門投入額で、6110卸売、6120小売の部門別に算出した。

(A)の商業部門生産額は、前項の生産額の推計で記したとおりであるが、(B)の粗マージン構成比率の算出には基礎資料として、「昭和48年商業実態基本調査」及び「法人企業間接費調査」を使用している。

(2) 「昭和48年商業実態基本調査報告書」のうち、卸売業編、小売業編に収録されている業種別の粗利益額から商業以外の収入額を除き、販売額を分母として粗利益率を算出した。(ただし、「商業統計調査」の業種分類と商業実態基本調査に用いられた分類とは若干異なるので、「商業統計調査」の分類に合わせて算出し直した。)

5. 産出額推計

(1) 商業の産出額すなわち各列部門の商業投入額は、コスト商業分(後述)を除けば、各列部門が投入した各財貨の購入額の中の商業マージン分(卸、小売)を積み上げた額である。したがって、商業部門の側からは第1段階では推計せず、各列部門側の商業投入推計額を暫定的に採用した。その後これを、貨物運賃・商業マージン表の作成過程で推計された各部門のマージン額の積上げ額と置き換えた。

(2) 商業マージン表の作成は次のようにした。

① まず商業(卸売、小売別)の総生産額を行部門ごとに分割、すなわちある品目が全産業に産出される際に付加された商業マージン合計を各行部門ごとに設定し

た。このために用いた資料は、「商業統計表」の業種別品目別販売額及び「商業マージン調査結果」である。

② 次に上記の行部門別商業マージン計を各部門に取引額に応じて配分した。この際別途推計した「マージン非対象率表」を用いて、部門ごとのマージン率の差が考慮されるようにした。

(3) 上記のような原材料購入に伴う商業マージンのほか、直接のコストとして計上されるマージン(中古品取引に伴うマージンなど)があり、これをコスト商業といっている。これは次のように推計し、関係列部門に産出した。

① 代理店手数料

国際収支統計月報の「貿易外及び移転収支表」より貿易外の受取のうち代理店手数料を商業の輸出とし、同支払の同項目を輸入とした。

② 中古品取引マージン

(i) 中古工作機械……業界ヒアリングにより推計し、国内総固定資本形成(民間)部門に産出した。

(ii) 中古車……業界調べの中古車販売台数に平均マージン額を乗じて推計した。産出先は個人向と産業向の比率により分割し、家計消費支出と国内総固定資本形成(民間)とした。

(iii) その他の中古品……骨とう品等上記以外の中古品は「商業統計調査」の「中古品小売業」の範囲に限って推計し、家計消費支出に計上した。

第3節 大蔵省担当部門

煙草(2200-00)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類「たばこ製造業」の生産活動を範囲とする。したがって、専売公社のたばこ製造部門の生産活動をすべて含んでいる。すなわち、葉たばこの収納業務から葉たばこの二次乾燥、葉たばこや製造たばこの輸入業務、葉たばこや製造たばこの保管、輸送並びに小売店への配送業務、更に専売公社工場で使用される機械の製造組立の一部まで含んでいる。

2. 推計方法

(1) 生産額：日本専売公社へ依頼して得た特別調査結果によった。

(2) 投入額：日本専売公社へ依頼して得た特別調査結果によった。

(3) 産出額：日本専売公社へ依頼して得た特別調査結果によった。

食用塩(2091-60)

1. 概念・定義及び範囲

食用塩部門の範囲を国内塩(食塩、並塩)、食卓塩、精製塩、漬物塩、特級精製塩、粉碎塩とする。

2. 推計方法

(1) 生産額：日本専売公社に依頼して得た特別調査結果によった。

(2) 投入額：日本専売公社に依頼して得た特別調査結果によった。

(3) 産出額：日本専売公社に依頼して得た特別調査結果によった。

ビール(2110-30)